

# 放送大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(25)-3
II	基準ごとの評価	2-(25)-4
	基準1 大学の目的	2-(25)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(25)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(25)-9
	基準4 学生の受入	2-(25)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(25)-17
	基準6 教育の成果	2-(25)-28
	基準7 学生支援等	2-(25)-32
	基準8 施設・設備	2-(25)-38
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(25)-41
	基準10 財務	2-(25)-44
	基準11 管理運営	2-(25)-46
<参 考>		2-(25)-51
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(25)-53
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(25)-54
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(25)-56
iv	自己評価書等	2-(25)-65
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(25)-66



## I 認証評価結果

放送大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 全国 57 か所に設置した学習センター及びサテライトスペースは、面接授業や単位認定試験のほか、学習指導・相談、放送教材の再視聴や貸出、図書の閲覧・貸出等を行っており、通信制大学の学生の学習を支援するために有効に機能している。
- 放送・印刷教材の作成、面接授業の実施等のため、専任教員に加え、十分な数の客員教員と非常勤講師を配置し、専任教員と密接に連携して教育に当たることにより、広い分野における質の高い教育の提供に努めている。
- 学習センター及びサテライトスペースにおいて学生との直接対面による講義・ゼミナール・実習・実験を実施して、大きな教育効果を上げている。また学習センターには客員教員を配置しており、学生は履修・学習・論文等について相談し、アドバイスを受けることができる。
- 一つのコースを卒業した後、再度別のコースに入学し学習を継続する、いわゆるリピーターが多く、全5コースを卒業する学生を放送大学名誉学生（通称：グランドスラム学生）として表彰している。
- 単位制の授業料等により経済的負担を軽減し、履修できる仕組みを整えている。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成 16 年度に「アーカイブズ活用による双方向型遠隔教育」が文部科学省現代G Pに採択され、放送大学アーカイブズの構築、放送教材と印刷教材の二次利用研究、双方向型教育の実践等が図られ、支援期間終了後においても、ICTを活用した遠隔教育が推進されているが、更に優れた手法の導入とICTを十分に活用できる教職員・学生の増加が期待される。
- 本部及び学習センター・サテライトスペースにおいて、十分なスペースを確保しつつ、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備を整備し、学生及び教職員によって有効に利用されているが、学習センターの施設・設備の地域差の縮小が期待される。
- 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行われているが、教学と経営とに分離できない課題も多く、機動的かつ円滑な運営を実現する更なる工夫が必要であると思われる。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする法律により設置された学校法人が、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的として設置した大学である。

この設置目的を踏まえ、学則第1条に大学の目的を、「各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追求し、放送を活用して大学教育を行い、併せて広く生涯学習の要望に応えること」と定めている。そして、上記の法律及び学則に則って、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針を、大学ウェブサイト等の「設立の趣旨・目的」に掲げている。

さらに、上記の学則に記された目的を達成するために、「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことができる大学を標榜しており、当該大学は、遠隔教育を推進すべき使命を持っている。これらを踏まえた具体的な目的を定めており、大学ウェブサイト等においてそれらの具体的な目的を掲げている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院文化科学研究科の目的を、「大学院は、高度専門職業人に不可欠な総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知的技能を修得できるようにすること等を目的とする。」と大学院学則第2条に定めている。

このことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

目的は、学則、大学院学則に規定しており、これらは、大学の構成員に対し毎年度全学生に配付する『学生生活の栞（教養学部）』及び『学生生活の栞（大学院文化科学研究科）』によって、周知に努めている。

また、大学の構成員及び広く社会一般に対し、活字メディアのみならず、テレビ・ラジオの放送メディアによっても、「大学の窓」という告知番組において、目的の告知を行うことにより、その周知・公表に努

めている。さらに、大学ウェブサイトにおいても目的を掲載している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**【更なる向上が期待される点】**

- 配布文書、テレビ・ラジオ及びウェブサイト等の多様な手段によって、社会一般に対しても、大学の目的の周知を図っているが、より広く周知するよう一層努力することが期待される。

**基準2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の基本理念に基づき、教養学部教養学科の1学部1学科で構成している。また、学士課程における教育研究の目的を達成するために、学科の下に、生活と福祉、心理と教育、社会と産業、人間と文化、自然と環境の5コースを設けている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育に対応するものとして、基礎科目及び共通科目という科目区分を設けている。

基礎科目及び共通科目については、他の科目区分同様、学長、副学長、附属図書館長、コース主任、プログラムコーディネーターを含む委員により構成している教育課程編成委員会において審議している。さらに、委員会の下に放送授業番組分科会並びに面接授業分科会を設置し、それぞれ科目の開設に係る要件について審議している。

また、特に基礎科目の開設については、教育課程編成委員会の下に基礎科目・総合科目ワーキンググループにおいて審議しており、基本的に専任教員が科目の企画立案を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、高度専門職業人に不可欠な総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知的技能を修得できるようにすること等を目的としている。

これに基づき、文化科学研究科文化科学専攻という、1研究科1専攻で構成している。

なお、教育研究の目的を達成するために、専攻の下に、生活健康科学、人間発達科学、臨床心理学、社会経営科学、文化情報学、自然環境科学の6プログラムを設けている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

教育研究に必要な附属施設として、ICT活用・遠隔教育センターと学習センターを有している。

ICT活用・遠隔教育センターは、大学の附属機関として平成21年4月に設立された。当センターは、旧独立行政法人メディア教育開発センターの事業を継承している。

ICT活用・遠隔教育センターは、大学支援部門、ICT活用・遠隔教育推進部門、国際連携部門の3部門で組織しており、大学支援部門では、大学へのICT活用導入の支援活動として効果的なe-learningに必要なツール・システム開発と提供及びe-learningやICT活用に必要な知識・技術を学ぶセミナーを実施している。

ICT活用・遠隔教育推進部門では、ICTを活用したファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）のためのガイドブックや教材の開発、遠隔教育を推進するための技術の開発研究及びオンライン学習大学ネットワークを介して大学等高等教育機関のリメディアル教材等の共有化を推進している。

国際連携部門では、大学の国際競争力の強化を支援するため海外の中核的ICT活用教育推進機関等との連携を推進しており、そのために、国際シンポジウムの開催や、学習資源の収集・提供システムの運用を行い、国内外の学習資源の流通・共有化を推進している。

また、面接授業や単位認定試験のほか、学習指導・相談、放送教材の再視聴や貸出、図書の閲覧・貸出等を行うために、各都道府県に合計50の学習センターを設けている（東京4、他道府県各1）。このほか、面接授業や単位認定試験、放送教材の再視聴を行うことができるサテライトスペースを7か所に、放送教材の視聴を可能にするセンター外施設である再視聴施設を61か所に設けている。学生は必ずいずれかの学習センター又はサテライトスペースに所属することとなっているが、全国各地に設置していることにより、学生が転勤等により住所が変わっても最寄りの学習センターに異動（所属）して学習を継続することが可能であるなど、学生の学習の利便性向上に努めている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は学長以下、副学長、教授、准教授、講師及び特任教授をもって充てる学習センター所長のうち学長が必要と認める者が構成員となっており、原則として月1回開催している。主な審議事項は、教育課程に関する事、学生の定員に関する事、学生の入学及び修了、卒業に関する事、学生の試験に関する事、学生の賞罰に関する事、学生の補導及び厚生に関する事、大学の予算概算に関する事、教育の評価に関する事、その他教育研究に関する重要な事項等である。

教授会の下に、国際交流委員会、教育課程編成委員会、教務委員会、大学院委員会、学生委員会、図書情報委員会、大学通信専門委員会を置いており、教育課程編成委員会は教育課程の基本（教育理念・教育目標・組織）及び授業科目の編成の基本に関する事、教務委員会は学部学生の修学及び身分に関する事項、通信指導及び単位認定試験に関する事項、卒業研究に関する事項、成績評価に関する事項を、大学院委員会は修士全科生の入学者選考に関する事項、大学院学生の修学及び身分に関する事項、研究指導及び臨床心理実習・演習に関する事項、成績評価に関する事項を、学生委員会は学生の入学に関する事項をそれぞれ審議し、議決事項を教授会に報告している。

なお、意思決定の迅速化を図るため、教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せに従って、上記委員会等の議決をもって教授会の議決としている事項もある。

## 放送大学

また、大学の運営に関する重要事項について審議するための機関として評議会を置いている。評議会は、学長、副学長、学習センターと各コースから1人、附属図書館長、ICT活用・遠隔教育センター長、学長指名教授若干名によって構成しており、学長及び教員の任免並びに教員の降任に関する事項、学長の諮問に応じ、学則その他大学の重要な規則の制定改廃に関する事項、大学の予算概算の方針に関する事項等について審議することとしている。評議会の下に人事委員会、教員選考委員会、自己点検・評価委員会、連携企画委員会、教員免許更新講習実施委員会、叢書委員会を置いている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-2② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数  
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する委員会として、教育課程編成委員会、教務委員会及び大学院委員会を置いている。

教育課程編成委員会は、学長、副学長、附属図書館長、コース主任、事務局長、委員長が必要と認める若干名の教職員が構成員であり、教育課程の基本（教育理念、教育目標、組織）に係る件について審議を行っている。この委員会には面接授業分科会と放送授業番組分科会を置き、前者は面接授業科目の開設に関する事等を、後者は放送授業番組の制作に関する事等をそれぞれ審議している。

教務委員会は、学長が指名する副学長1人、各コースの教授又は准教授若干名、委員長が必要と認める若干名の教職員によって、学部学生の修学及び身分に関する事、通信指導の実施に関する事、単位認定試験の実施に関する事、学部学生の成績評価に関する事、卒業研究に関する事、他大学との単位互換及び連携協力に関する事、その他学部の教育内容及び方法に関する重要事項等について審議を行っている。

大学院委員会は、学長が指名する副学長1人、プログラムコーディネーター、各プログラムの教授又は准教授若干名、委員長が必要と認める若干名の教職員が構成員であり、大学院学生の修学及び身分に関する事、修士全科生の入学者の選考に関する事、研究指導に関する事、臨床心理実習・演習に関する事、大学院学生の成績評価に関する事、修了判定に関する事、大学院の教育内容及び方法に関する事、その他大学院の運営に関する事等について審議を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 全国57か所に設置した学習センター及びサテライトスペースは、面接授業や単位認定試験のほか、学習指導・相談、放送教材の再視聴や貸出、図書の閲覧・貸出等を行っており、通信制大学の学生の学習を支援するために有効に機能している。



**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

目的に基づき、学士課程及び大学院課程において効果的な教育を行えるよう、また社会のニーズに対応した弾力的な教育課程編成が可能となるよう独自の教員組織編制をとっている。

ICT活用・遠隔教育センター所属の教員を除く専任教員は、学部では、生活と福祉、心理と教育、社会と産業、人間と文化、自然と環境の5コースのいずれかに属するとともに、大学院の生活健康科学、人間発達科学、臨床心理学、社会経営科学、文化情報学、自然環境科学の6プログラムのいずれかに属している。責任者として各コースにはコース主任を置き、各プログラムにはプログラムコーディネーターを置いている。また、それぞれの専門分野に応じて各コースやプログラムを複数の領域に区分して領域責任者を置いている。

コース主任はコース会議を招集し、その議長となり、教授会及び各種委員会での審議事項に関する内容について審議している。

プログラムコーディネーターはプログラム会議を招集し、その議長となり、教授会及び大学院委員会等での審議事項に関する内容について審議している。

領域責任者は領域会議を招集し、その議長となり、開設科目立案及び科目評価に関して審議している。

ICT活用・遠隔教育センターにはセンター長を置き、大学支援部門、ICT活用・遠隔教育推進部門及び国際連携部門を設け、部門長の下で管理運営を行っている。

全国50か所の学習センターには、特任教授をセンター所長として置いており、センターの管理運営を統括している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任64人（うち教授50人）、非常勤（客員教員及び非常勤講師）2,067人であり、大学通信教育設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

## 放送大学

客員教員に開設科目を依頼する場合には、専任教員が責任担当教員としてその責任を担っている。したがって1学期当たり250科目を超えるすべての開講科目について専任教員が携わる形態をとっている。

面接授業の科目開設の企画立案及び教員配置は、大学本部が示すガイドラインに基づき、各学習センター所長が当該地域や所属学生の特性を踏まえ行っている。

さらに、大学独自の観点から、客員教員及び非常勤講師についての以下のことがある。放送授業・印刷教材の制作に関しては専任の教員だけでは広い分野をカバーすることはできないため、平成22年5月1日現在763人の客員教員と1,304人の非常勤講師を採用している。その内訳は、放送授業を担当する客員教員443人、全国57か所の学習センター・サテライトスペースにおいて実施している面接授業を担当する学習センター所属の客員教員320人、面接授業担当で学習センター等に近接する大学等の教員である非常勤講師1,198人、卒業研究担当の非常勤講師106人である。このような多数の客員教員及び非常勤講師を配置し、学生の広範な学習ニーズにこたえる体制を整えている。専任教員と客員教員・非常勤講師が密接に連携して教育に当たることにより、質の高い教育の提供に努めている。

なお、面接授業については、本部所属の専任教員が、少なくとも年2回は全国の学習センターに赴いて面接授業を担当することとしており、各地の学生と直接接する機会を作っている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、62人（うち教授48人）及び0人であり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

また、110人の客員教員を配置することにより、専任教員と密接に連携し、質の高い研究指導の実施を可能にするとともに、遠隔地の大学院学生の指導の充実を図っている。さらに、臨床心理学プログラムにおける臨床授業担当の非常勤講師34人を配置している。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

平成22年10月1日現在の教員の年齢構成は、30歳代6人、40歳代19人、50歳代18人、60歳代40人、70歳代8人である。また、女性教員の比率は、20.8%である。

大学の目的に応じ、教員組織の活動をより活性化するための主な措置として公募制と任期制が挙げられる。

公募制については、教員の採用のための選考についての申合せの第7項に「教員選考委員会は、選考に当たっては、原則として公募の方法によるものとする。」と明記し、これに基づいて教員の選考を行っている。

任期制については、5年の任期を設けており、教員の再任の手続きに関する内規を定めている。再任を希望する者に業績報告書の提出を求め、それを基に、評議会にて再任の可否について審査を行っている。

その際、評議会は、対象者ごとに業績評価部会を設置し、対象者の教育実績及び研究業績並びに大学運営上の貢献度について評価を行っている。

なお、再任制度は昭和 61 年 4 月から始まり、すべての専任教員を対象に実施されている。ちなみに、これまでに 5 人の教員の再任が認められなかった。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員人事について、放送大学の教員の人事の基準に関する規程を定め、教員の採用、昇任の選考等について明確に規定している。さらに、放送大学の教員昇任選考の手続等に関する内規等も定め、適切に運用している。

これらに基づき、具体的な採用手続きは下記のようになっている。

- 1) 学長は、あらかじめ人事委員会の意見を聴取した上、評議会に発議する。
  - 2) 評議会は、学長の発議を受けて、業績評価部会を設置する。
  - 3) 業績評価部会の主査は、副学長、附属図書館長又は ICT 活用・遠隔教育センター長がこれに当たる。選考委員は、選考を必要とする教員の専門分野又は隣接分野の教授 3 人以内と分野以外の教授 1 人で構成する。なお准教授の選考に当たっては、委員に准教授を含めることがある。
  - 4) 選考に当たっては、原則として公募を行う。
  - 5) 業績評価部会は、教授会の意見を聴取した上、教員候補者を評議会に推薦する。
  - 6) 評議会では、無記名投票による有効投票数の過半数をもって決する。
- また、昇任については、下記のような手続きとなっている。

- 1) 学長は、対象者に対して教育研究業績書の提出を求め、評議会に発議する。
- 2) 評議会は、業績評価部会を設置し、対象者の教育上の実績及び研究上の実績並びに管理運営上の実績等について評価を求める。
- 3) 業績評価部会は、主査は、副学長、附属図書館長又は ICT 活用・遠隔教育センター長がこれに当たる。さらに、対象者の専門分野又は隣接分野の教授 3 人以内と分野以外の教授 1 人で部会を構成する。
- 4) 業績評価部会は、対象者の教育実績等について、業績評価報告書として取りまとめ、教授会の意見を聴取した上で、評議会に提出する。
- 5) 評議会にて審議の後、昇任の可否について、無記名投票を行う。投票総数の三分の二以上の賛成をもって昇任を議決したものとする。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する定期的な評価として、再任審査及び授業評価が挙げられる。

再任審査については、5 年の任期を設けており、教員の再審査に当たっては、放送大学の教員の再任の手続等に関する内規に基づき、評議会が設置する業績評価部会（副学長等を主査とし、対象者の専門分野

又は隣接分野の教員3人以内、その他の分野の教員1人にて構成)において対象者の教育研究業績等について評価を行っている。

業績評価部会は、本人が作成する教育研究業績書(教育上の業績、研究上の業績、管理運営上の実績のほか、学会活動や社会貢献、国際貢献等を記述)、教授会・委員会等出席状況、教材作成・シラバス提出等の状況、授業評価の状況等を踏まえて、対象者の教育業績等について、業績評価報告書として取りまとめ、評議会に提出することとしており、評議会は、この業績評価部会における教育研究業績等の評価を踏まえて再任の可否を決定している。

また、教員の昇任に当たっても、同様の手続により対象者の教育研究業績等を評価した上で、評議会において昇任の可否を決定している。

授業評価については、自己点検・評価委員会を設け実施している。委員会は、学長、副学長、附属図書館長、ICT活用・遠隔教育センター長、学部の各コース及びICT活用・遠隔教育センターから選出された評議員等が構成員となっている。この自己点検・評価委員会の主導の下、放送教材、印刷教材、通信指導問題、単位認定試験問題等について、「学生による授業評価」、「学習センター所長及び客員教員による授業評価」、「専任教員による授業評価」を実施し、そのうち「学生による授業評価」の結果については、公表を行い授業評価の改善に努めている。なお、評価結果の公表に当たっては、「主な改善点の提案」を添えている。この評価の結果、平成20年度には、不適切な表現があったとして、科目開講の中止措置や科目の部分改訂を実施した科目もあった。

また、面接授業においても、各学習センターにおいて、適宜、所長の責任においてすべての科目について受講学生による評価を実施し、所長が必ず評価結果に目を通すとともに、担当客員教員にフィードバックすることにより面接授業の改善に努めている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員は、学士課程における卒業研究等の指導において、教員の研究活動と教育内容を深く関連させている。また、大学院課程においても学士課程と同様に教育に携わっており、教育内容と研究活動とは切り離せないものとなっている。

なお、教育の裏付けとなる研究を支援するため、学長裁量経費の支出、外部研究資金獲得のための支援等、大学として支援を行っている。学長裁量経費については、コースを越えた任意のグループで応募可能な「I(グループ研究・プロジェクト研究助成)」と、個人単位で応募可能な「II(個人特定研究助成)」を設けている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するのに必要な職員として、まず本部事務局の学務部に、教務課、連携教育課、学生課、学習センター支援室を置いており、51人(平成22年度)の事務職員が教務業務に携わっている。

本部の附属図書館には司書を配置し、全国の学習センターの図書室との連携を図りながら、指導的な役割を担っている。

また、57の学習センター・サテライトスペースにも規模等に応じ、事務長以下7~14人の事務職員を

配置しており、合計 255 人（平成 22 年度）である。

さらに、平成 22 年度より大学院において大学院教育支援者制度を導入し、学生と教員との研究・教育に関する円滑なコミュニケーションの促進等、様々な大学院学生の研究支援を始めている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 放送・印刷教材の作成、面接授業の実施等のため、専任教員に加え、十分な数の客員教員と非常勤講師を配置し、専任教員と密接に連携して教育に当たることにより、広い分野における質の高い教育の提供に努めている。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

教養学部においては、学生種を問わず、試験による選抜を行わず書類にて資格要件を確認するのみのオープン・アドミッションであることが、言わばアドミッション・ポリシーである。

各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追求し、「放送を活用して大学教育を行い、併せて広く生涯学習の要望に応える」という使命、及び「生涯学習機関として、広く社会人に大学教育の機会を提供すること」を基本方針としている。したがって、15歳から高齢者まで様々な目的・ニーズを持った者が学ぶことにより、それぞれの生活や人生がより一層充実した豊かなものとなるような学習の機会と場を提供するという役割から、オープン・アドミッションであることを明確に定めている。

オープン・アドミッションであることは、募集要項はもとより、入学希望者向けの大学案内、ウェブサイト、携帯サイトにおいて、「学びたい人すべてに開かれた遠隔教育の大学」、「入学試験はなく、提出書類に不備がなければ入学となります」、「満15歳以上であれば誰でも入学できます」等の文言で公表している。これらの媒体に加え、各種広報活動で周知に努めている。上述の媒体において、放送（一部インターネット）を中心とした教育方法、柔軟なコース設計、経済的な授業料、全国57か所の学習センター・サテライトスペースの設置により、「学びたい人すべて」に適することを説明している。

大学院文化科学研究科においては、大学の使命及び基本方針を踏まえつつ、高度専門職業人に不可欠な総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知的技能を修得できるようにすること等を目的としている。修士の学位取得を目指す修士全科生については、修士の学位取得を目指すに十分な基礎学力を有しているかをみるために学力検査を実施している。なお、修士選科生及び修士科目生については、学部同様、書類による資格要件の確認のみである。これらのことは、学部同様に公表周知を図っている。入学希望者向けの大学院案内、ウェブサイト、携帯サイトに、オープン・アドミッションで1科目から単位修得ができることを明示している。さらに各媒体において選考方法を解説するとともに、過去に出題された入試問題は、全国の学習拠点（学習センター・サテライトスペース）及びウェブサイトにおいても公開している。

これらの情報は、全国57か所の学習センター・サテライトスペースにおけるオープン・キャンパスや個別相談会等の場においても提供している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

教養学部は、入学者選抜試験を実施していない。しかし、全科履修生については年齢や学歴等を確認するため書面による資格審査を行っている。

大学院文化科学研究科においては、修士の学位取得を目指す修士全科生志願者のみに入学者選抜を実施している（これ以外の修士選科生、修士科目生等は書類等の提出のみである）。書類審査（志望理由書及び研究計画書）、筆記試験、面接試験を経て入学者が選抜されている。学生募集要項（修士全科生）の「出願票の記入例等」において、志望理由書の記入要領には「現在の職務との関連、あるいは社会生活の中で、研究題目にかかわる問題を深く考えるに至った経緯、選択したプログラムが研究題目を研究するためにふさわしいと考えた理由などについて具体的に記入してください」としており、生涯学習機関として社会人の特性を尊重することを示している。また、試験日を週末に設定することで、受験しやすいように配慮している。

なお、障害のある者への対応として第一に、入学受付の際、障害を理由とする修学上の特別措置の希望を尋ね、特別措置を希望する者については、所属予定の学習センター等の事務担当者が電話による確認を行っている。その結果、特別措置が必要と判断される者には、学業に耐え得るという医師による診断書、又は障害者手帳の提示を求め、学習センター所長との面談を実施している。所長は面接後、入学許可案・特別措置案を作成し、それを踏まえて、最終的に学生委員会が入学許可・特別措置を決定する。これらの措置は障害のある者をできる限り受け入れる努力の一環として実施されている。たとえば、筋ジストロフィー患者等、病院のベッドから離れることのできない重度の障害のある者も受け入れ、病院内で単位認定試験を受けられるようにするなどの努力も払っている。

また、修士全科生のみ学力検査があるが、受験の際、障害による特別措置の希望者は、特別措置希望調書を提出し、大学院委員会が受験上並びに修学上の特別措置を決定すると定めている。

修士全科生の入学試験時の特別措置として、障害の程度・種類に応じて、点字による出題・解答、音声による出題、問題用紙の拡大コピー、別試験室の設定、介助者の代筆許可、試験時間の延長等を設定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

大学の目的のとおり大学全体において、社会人、編入学者等を含め、様々な生涯学習の要望にこたえる多様な学び方を可能としているため、当然のことながら、社会人、編入学者等に対する固有のアドミッション・ポリシーを設けていない。すなわち、大学への入学を希望する者に対しては、全員、観点4-2-①で分析したとおりの対応をとっている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

教養学部は、入学者の選抜試験を実施していないため、選抜のための組織を有しておらず、入学許可の決定は、教授会から付託された学生委員会が行っている。

## 放送大学

大学院の入学選抜は、大学院入学選考に関する合否判定及び採点・評価基準に従って実施している。教授会から付託された申し合わせにより、大学院委員会で第一次合格者の決定を行い教授会で最終合格者を決定している。

これらのことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

教養学部はオープン・アドミッションであるため、いわゆる学力の追跡調査等の検証は行っていない。しかしながら、各学生が相当な精神力をもって学習を継続し、履修科目の単位認定試験に合格して卒業又は修了要件の単位を修得しており、大学の目的に鑑み、誰でも受け入れているものの、卒業時には一定の学力を担保しているといえる。

大学院については、大学院委員会において受入状況を確認するとともに、入学選考についての改善方策について必要に応じ検討している。

これらのことから、入学受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 18～22 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 教養学部（全科履修生）：0.70 倍

〔修士課程〕

- ・ 文化科学研究科（修士全科生）：0.91 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。



**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】****基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

&lt;学士課程&gt;

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

この大学は、「広く生涯学習の要望に応え」、「各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追究」していくことを目的としている。この目的に沿って教育課程の編成においては、専門分野を5コースに区分している。また、授業科目を放送授業・面接授業ともに基礎科目、共通科目、専門科目、総合科目に区分し、順次専門性の高い科目を配置して体系性を確保するようにしている。基礎科目は学生がこれから学習していくための基盤となる科目（外国語を含む。）として、共通科目は人文・社会・自然の領域からなる幅広い学問の基礎的理解の科目として、専門科目は各専門分野における体系的な科目として、総合科目は専門的知識を応用し現代社会の総合的・複合的問題を追究していく科目として、それぞれ位置付けており、教育課程の編成の趣旨に沿って幅広い教養の理念を追究していけるように体系的に配置している。

授業は、放送授業及び面接授業により行っているが、基礎科目、共通科目、専門科目、総合科目の科目区分に従って放送授業、面接授業それぞれの修得すべき単位数、単位の修得上の要件及び認定方法を定め、全体的な授業科目履修のバランスに配慮した教育課程を編成している。

学部全体の平成22年度第1学期の開講科目数は、放送授業は256科目、面接授業は1,316科目である。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容

が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

放送を活用して大学教育を行う生涯学習機関として、多様な学習目的を持って入学してくる学生の自己実現を目指した営みを支援することを目標とした放送大学教育課程編成指針を定め、「古今の学術研究の成果を総合しながら」、「学問を幅広く総合的に理解できるように」、「社会的な要請や学習者のニーズを踏まえ」を、教育課程を編成することの基本方針としている。また、学生のニーズにこたえるために学生による授業評価の結果を参考にして教育課程を編成することを定めている。

学生は年齢的にも、また学歴、職業経験についても多様であるため、授業科目は放送大学教育課程編成指針に則って作成するように『教材作成マニュアル』にも記載し、周知徹底を図っている。

面接授業については、上記の指針を踏まえるとともに、多様な学生の多様なニーズに対応するため各学習センターにおいてはそれぞれの地域での体験的学習をテーマとする地域に密接した面接授業も実施するほか、地域の学生の多様なニーズを反映したものも多い。

また、単位互換の実施に関する規程及び単位互換協定に基づく他大学等の授業科目履修要項を定め、多様化する学生のニーズに対応している。単位互換協定を締結している大学・短期大学・高等専門学校は平成22年5月現在325校にのぼるが、単位互換協定締結校からの意見・要望をも反映させるよう教育課程を編成したり、特別聴講学生向けの菓の制作等を行っている。

教育課程の編成及び授業科目の内容には近年の学術の発展動向を反映させるよう毎年度開設授業科目を検討し、また、最新の研究成果を取り入れるために授業科目開設の都度、新たに放送教材を作成し、印刷教材を書き下ろしている。たとえば、近年特に注目されるようになった知的財産についても「著作権法概論（'06）」の科目を制作し、開講している。

さらに、寄附金に基づく授業科目として寄附科目を設け、社会からの要請にこたえている。平成22年度では、「消費者と証券投資（'07）」（日本証券業協会）、「組織運営と内部監査（'09）」（日本内部監査協会）、「著作権法概論（'10）」（'06）の改訂科目（日本音楽著作権協会）、「社会と銀行（'10）」（全国銀行協会）の4科目を開講している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業科目には放送授業と面接授業がある。放送授業については、印刷教材及び放送教材によって行っており、それぞれ自主学習を含め印刷教材の学修に対して1単位、放送教材に対して45分授業を15回で1単位との考えに基づき、2単位としている。面接授業については8回の85分授業及びこれに伴う事前事後の自主学修をもって1単位としている。

学生の主体的な学修を促すために、印刷教材には各章に学習課題、演習課題、研究課題等を付け、学習内容の定着を図っている。

また、学生の学習状況を把握し、大学としての組織的な履修指導を行うために学期の半ばに通信指導を実施している。通信指導には提出型問題と自習型問題とがあり、提出型問題は放送授業の前半（1～8回）から、自習型問題は放送授業の後半（9～15回）からそれぞれ出題することとし、提出型問題については添削指導を付して返却し、自習型問題については解答及び解説を送付して学生の自主的学習を促している。

なお、単位認定試験は別途学期末に実施している。単位認定試験は60点以上を及第とするものであり、個々の学生の学習経過の評価を考慮せず、試験成績のみに基づく単位認定である。

これとは別に印刷教材、放送教材の学習を進めていく上での学生の疑問に対しては、質問票制度を設けて対応しており、郵送又は電子メールで随時受付けている。

各学習センターにおいても学生の学習支援のために客員教員等が学生の相談に応じる体制を整えている。

成績は、放送授業科目については、通信指導（提出型）に合格した者に対し単位認定試験を実施して評価し、面接授業科目については、出席状況及び授業への参加等の学習状況、レポートや試験等による学習成果の確認等によって評価している。

また、学生の自主的学習を支援し学習時間を確保するために附属図書館では、平日は9時から18時30分まで、土日祝日及び試験期間中の平日は9時から20時まで、各学習センター図書室においても、地域又は期間によって異なるが、最長20時まで開館している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業科目には放送授業と面接授業がある。放送授業は講義中心であるが、授業内容によっては実験を行い、詳細な解説を加えて十分な教育効果が得られるように工夫している。面接授業には、少人数授業、ゼミナール、実験、実習があり、各学習センターで開講している。各学習センターにおいては全体の授業形態の組合せ、バランスが適切に配置されるように年間を通しての面接授業の計画を立て、その計画に沿って授業科目・授業形態を決めている。学生は希望すれば、いずれの学習センターでも受講することが可能である。実際の面接授業では学生による対話・討論型授業、体験型授業、現地に出かけてのフィールド授業、パソコンを使用する演習、美術鑑賞や伝統工芸見学等、教育効果を高めるために様々な工夫し、教育内容に応じ多彩な学習指導法をとっている。

このほかに卒業研究指導ゼミナールがある（選択制）。学生は卒業研究の指導教員のゼミナールに参加し直接、卒業研究の指導を受けるとともに、他の学生との意見交換や討論を通して学習しつつ卒業研究に取り組んでいる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

基礎科目、共通科目、専門科目、総合科目の全科目にわたって、放送授業のシラバスには授業科目名、担当教員名、授業概要、授業の目標、履修上の留意点、全15回の授業テーマと内容を統一した様式で記載している。さらに、放送授業科目については、教育課程編成委員会で全提案科目の授業科目名、担当教員、授業概要等を検討し決定している。

また、面接授業については、各学習センターにおいて概要を作成し、授業科目名、担当講師名、授業概要、授業テーマ、履修条件、教科書・参考書、成績評価の方法、定員、日程をおおむね統一した様式で記載している。面接授業科目の開設決定に当たっては、授業科目名、担当教員、シラバスの内容等を面接授業分科会において検討し、承認している。

放送授業のシラバスも面接授業の概要もウェブサイトで公開しており、検索機能によって全授業科目の

## 放送大学

中から関心のある授業科目を探索し、選択できるようになっている。また、冊子は全学習センターに配置している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

「広く生涯学習の要望に応えること」を目的にしており、そのため、オープン・アドミッションで学生を受け入れている。このような状況を踏まえ、学生の基礎学力に対しては様々に配慮している。具体的には平成17年度より授業科目を4区分し、基礎科目を新たに創設した。基礎科目は初歩的知識と技法を身に付け、学習意欲を強化することを目標とし、全教員が組織的に取り組むことを確認している。これを実践化するため「初歩」のシリーズの授業科目を開設し、放送授業科目として講義するとともに各学習センターでの対面的な面接授業として配置している。対面の面接授業であれば学生は教員に直接質問し、また相談することができる。特に、語学には相当の比重を置き、「基礎」、「初歩」、「入門」をテーマとした授業科目を多数準備している。

さらに、各学習センターには各分野の客員教員を配置しており、学生の自主学习への取組を支援したり、修学上の各種相談に応じられるように体制を整えている。

また、放送授業については、学生が授業の担当講師に直接質問できる質問票制度を設け、学生の自主学习を支援している。

全国の学習センターには図書室、自習室、視聴設備があり、開講中のすべての放送授業科目の印刷教材及びビデオテープ、DVD、オーディオテープ、CD等の教材を保管している。学生は自由に視聴し、各自の学習進度に応じて学習することができる。これらの施設、設備は社会人である学生の利便性に配慮して土曜、日曜も利用できるようにしている。また、学生が附属図書館の図書や文献資料等を所属学習センターを通して入手できるように体制を整え（全科履修生は自宅配送可。）、学生の自主学习の環境を整備している。なお、各学習センターは、その設置環境の違いにより、サービスに差が見られる。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

授業科目には放送授業と面接授業がある。放送授業は各学期とも15回（週1回、1回45分）にわたってテレビ又はラジオで放送しており、CS放送（スカパー！SD）、地上放送（テレビ放送（関東一部地域のみで地上デジタルテレビ、地上アナログテレビ）、FM放送）、またこれら放送のCATV（ケーブルテレビ）等による同時再送信により行っている。ラジオ科目については原則、インターネット配信を実施しており、テレビ科目についてもインターネット配信実験を行っている。平成22年度第1学期の放送授業科

目数は256科目にのぼり、全国の各学習センター及びサテライトスペースには、これらすべての放送授業科目の印刷教材及び放送教材を複製したビデオテープ・DVD・オーディオテープ・CD等の教材を整備しており、学生は自由に視聴することが可能である。

放送授業については、学生の学習状況を把握し、大学としての組織的な履修指導を行うために学期の半ばに通信指導（添削指導）を実施して教育効果を高めている。通信指導は放送授業科目の前半（1～8回）から出題する提出型と、放送授業科目の後半（9～15回）から出題する自習型に分け、きめ細かな指導を行っている。通信指導の結果により単位認定試験の受験資格が得られることとしている。また、学生と担当教員の質疑応答が可能なように質問票制度を設け、郵送と電子メールで受け付けている。質問票の回数には制限がなく、また、回答は放送授業の担当講師が個別的に行っており、学生との双方向性が可能な環境を整備している。

面接授業は全国の各学習センター及びサテライトスペースで実施しており、また、他大学の施設や公共施設等においても一部実施している。平成22年度第1学期に開講している面接授業数は、全国で1,316科目である。面接授業は教育効果を高めるために定員を設けて行っており、学生が活発に質疑応答ができるように配慮している。また、授業内容に応じて少人数講義、ゼミナール、実習、実験等、多様な授業形態により、指導を行っている。

また、平成16年度に「アーカイブズ活用による双方向型遠隔教育」が文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択され、放送大学アーカイブズの構築、放送教材と印刷教材の二次利用研究、双方向型教育の実践等が図られ、支援期間終了後においても、ICTを活用した遠隔教育を推進しているが、これについてはICTを十分に活用できる学生を増加させることも重要であり、平成22年度第2学期から、学生のICTリテラシー向上のために本部教員を学習センターに派遣している。

これらのことから、通信教育を行う課程において印刷教材等による授業等の実施方法が整備され、適切な指導が行われていると判断する。

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準を学則第36条に定め、A（100点～90点）、B（89点～80点）、C（79点～70点）、D（69点～60点）を合格、E（59～50点）、F（49点～0点）を不合格としている。

また、学則第34条に「単位の授与」として、放送授業による授業科目を履修し単位認定試験に合格した者に所定の単位を与えること、面接授業の場合は出席良好で、かつ学習状況が良好な者について所定の単位を与えることと明記している。

卒業認定については、4年以上在学し、卒業要件として定めた授業科目及び単位数を修得した者については教授会の議を経て学長が卒業を認定すると明記している。

学則は『学生生活の栞（教養学部）』に掲載し、また、別に単位認定試験の成績、放送授業科目の単位、面接授業科目の単位認定、卒業要件の項目を設けて詳細に説明し、全学生に配付して周知を図っている。

各授業科目の主任講師は、学則に定めている成績評価基準に従って所定の期間内に成績評価を行っている。この成績評価に基づいて個々の学生の単位認定を教務委員会において審議し、教授会において最終判定している。卒業認定についても同様に、個々の学生の卒業要件について教務委員会において審議し、さらに教授会での審議を経て学長が卒業を認定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するため単位認定試験問題については、「単位認定試験問題の難易度に関するガイドラインについて」を定め、授業科目間の成績評価の公平性を保ち、授業科目間にアンバランスが生じないように配慮している。

また、すべての授業科目について専門分野別に全専任教員が単位認定試験問題の校正、試験問題の適否の事前チェックを行っている。

成績が出た後には、個々の授業科目の単位認定試験問題の得点分布表を教務委員会において配付して審議し、成績評価の公平性を図り、正確さを保つようになっている。さらに、各科目の単位認定試験の前年度の平均点は全在學生に配付する授業科目案内に掲載している。

学生は、教務情報システム（以下「システムWAKABA」という。）上で自分の成績を随時確認することが可能であり、さらに、試験の成績評価について疑問を持った場合には、質問票を用いて主任講師に問い合わせをすることができる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院の文化科学研究科文化科学専攻は、大学院学則において「高度専門職業人に不可欠な総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知的技能を修得できるようにすること等を目的とする」と明記している。この目的に照らして専門分野を6プログラムに分け、それぞれのプログラムの具体的な教育目標を定めるとともに、教育目標に沿った内容の授業科目を組織的に配置し、全体として「高度な専門的学識及び知的技能」が修得できるよう体系的に教育課程を編成している。この趣旨を活かすために大学院学生に対しては、プログラム別に大学院科目系統図を作成し、履修科目を選ぶ上での参考としている。

また、大学院学則には、修士論文作成のための指導として「研究指導」8単位を修了要件としている。修士論文提出のためには、学期ごとに順次「研究レポートⅠ」～「研究レポートⅢ」の提出を義務付けており、この「研究指導」の過程を通して大学院学生が全体として「総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知識技能」を修得できるように体系的・組織的に教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院では、多様化する大学院学生のニーズ、学術発展の動向及び社会の要請等に対応するために専門分野別に6プログラムに分けている。各プログラムは、大学院の教育研究を効果的に遂行していくために教育目的に沿った具体的な教育目標を定め、授業科目を編成している。

大学院学生は年齢、職業、学歴も多様であるため、授業科目の制作については放送大学教育課程編成指針に則って作成するよう『教材作成マニュアル』にも記載し、周知徹底を図っている。

授業科目及び授業内容は、学生の属性及びニーズを考慮しつつ、最近の研究成果を取り入れるため、授

業科目開設の都度、新たに放送教材を作成し、印刷教材を書き下ろしている。教員は全員が研究業績をウェブサイトで公表しており、それぞれの学問領域において高い評価を得ているが、授業は、そうした教員の最新の研究成果を反映した内容である。また、学生による授業評価に関する実施要領に基づき授業評価を行い、その結果を公表するとともに教員にフィードバックし、学生の多様なニーズを授業科目、授業内容に反映させている。

さらに、授業科目及び授業内容は、近年の学術の発展動向や社会からの要請を反映させるように教育課程編成委員会において毎年度開設授業科目を検討・審議している。たとえば、平成20年度開設科目「大学のマネジメント（'08）」は事務職員研修で活用している大学からの要請に応じて制作された科目である。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

#### 5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院修士課程は、教育目的に沿った効果的な研究教育指導ができるように専門分野別に6プログラムに区分している。プログラムにおいては「研究指導」を含む複数の授業科目を準備し、学生が体系的に科目を履修できるように大学院科目系統図を作成して履修科目を選ぶ上での参考資料として提示している。

大学院入学時には各プログラムで対面のオリエンテーションを行い、『「研究指導」履修の手引き』を配付して単位履修の方法について説明し、履修の指導、アドバイスをしている。オリエンテーション終了後には、研究指導教員別にゼミナールを行い、今後の研究計画、研究指導について説明すると同時に履修についての相談に応じている。

放送授業については、学部同様、質問票による質問を郵送又は電子メールで随時受け付けており、また各学習センターにおいても大学院学生の学習支援のために客員教員が相談に応じる体制を整えている。

このほか、授業時間外においては大学院学生の自主的な学習を支援するために附属図書館において所蔵図書を自宅配送するサービスを行っており、また他大学図書館の訪問利用・現物貸借・文献複写等を行って支援体制を整えている。さらに、大学院学生の自主的な学習を支援し学習時間を確保するために附属図書館では、平日は9時から18時30分まで、土日祝日及び試験期間中の平日は9時から20時まで、各学習センター図書室においても、地域又は期間によって異なるが、最長20時まで開館している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

#### 5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

大学院の基本的な授業形態は、放送授業による講義及び少人数で行われる研究指導ゼミナールである。放送授業は放送教材と印刷教材により行うが、たとえば放送授業の中で実験を行ったり、自然現象の映像を用いるなど、学生が視覚的に理解しやすいよう配慮している。

「研究指導」は修士論文作成のための指導であり、月1回程度少人数のゼミナール形式で行い、大学院学生は研究指導教員から直接指導を受けている。また、学生には「研究レポートⅠ」～「研究レポートⅢ」の作成と報告を課し、報告後には大学院学生間での対話・討論が活発に行われた後、研究指導担当教員が交わっての対話・討論を行っている。また、個々の大学院学生に対しては研究指導担当教員がコメントをするなどの指導を行っている。

研究指導においては、その特性を活かして対話・討論形式のみならず、分野によっては実験を行って研究内容を深め、また現地でのフィールド調査を行うこともある。

## 放送大学

なお、臨床心理学プログラムでは、必修科目として「臨床心理査定演習」、「臨床心理基礎実習」を面接授業形式で行い、また「臨床心理実習」を実習形式で行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院の授業科目案内にはすべての授業科目について授業科目名、担当教員名、講義概要、過去2学期分の成績評価の平均点、単位認定試験日・時限を統一した様式で記載している。また、シラバスには授業科目名、主任講師名、授業概要、授業の目標、履修上の留意点、全15回のテーマと内容、印刷教材執筆講師名、放送担当講師名を統一した様式で記載している。

授業科目案内はウェブサイトにおいて検索機能付きで公開している。また、冊子として全学習センターに配置している。これにより、大学院学生は受講前に授業の内容を把握し、各自の研究テーマに沿って履修計画を立て、授業計画の履修や研究計画を円滑に進めていくことができる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

大学院では、放送教材と印刷教材を併用して放送授業を行っている。放送授業は各学期とも15回（2単位科目は週1回、4単位科目は週2回、それぞれ1回45分）にわたってテレビ又はラジオで放送しており、CS放送（スカパー！SD）、地上放送（テレビ放送（関東一部地域のみで地上デジタルテレビ、地上アナログテレビ）、FM放送）、また、これら放送のCATV（ケーブルテレビ）等による同時再送信により行っている。ラジオ科目については原則、インターネット配信を実施しており、テレビ科目についてもインターネット配信実験を行っている。

なお、平成22年度より、学習効果を高めるため放送授業では従来の郵送による方法に加え、インターネットを活用するラーニング・マネジメント・システム（LMS）を導入したところである。

修士論文の作成のための「研究指導」（8単位）は、修了要件となっている。「研究指導」は月1回程度、研究指導教員が直接対面して行う少人数のゼミナール形式が基本であり、大学院学生のレポートと報告を中心に対話・討論型の授業を展開している。また、学生の研究の進捗状況を把握するために臨床心理学プログラムを除く全大学院学生に毎学期、「研究レポートⅠ」～「研究レポートⅢ」を課し、添削による指導及び研究レポート報告会を開いての直接指導を行っている。

研究指導は、このほか電子メールでも行うとともに、研究指導教員と大学院学生とが直接会話しつつ進めていくウェブカメラを用いた簡易テレビ会議システムによる研究指導も実施しており、さらに研究指導を効果的に行うためにメーリングリスト連動掲示板、お知らせ及びゼミ参加者の閲覧等を備えた大学院研



究指導支援システムを整備している。

なお、臨床心理学プログラムについては面接授業の開講期間に「研究指導」を行い、対面による指導を実施している。

これらのことから、通信教育を行う課程において印刷教材等による授業等の実施方法が整備され、適切な指導が行われていると判断する。

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院入学時にプログラムごとにオリエンテーションを行い、『「研究指導」履修の手引き』を基に研究指導の趣旨、方法について説明している。オリエンテーション終了後に研究指導教員別にゼミナールを行い、今後の研究計画、研究指導のスケジュールについて説明するとともに研究上の問題についての相談にも応じている。

研究指導は少人数のゼミナール形式によるほか、電子メール、簡易テレビ会議システム、電話・FAX、郵送等、多様な方法を用いて随時行っている。また、質問票制度を設け、大学院学生の研究上の疑問、質問について郵送、又は電子メールで随時受け付けている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究指導の進め方は、各プログラムの特性に応じて異なるため、研究指導オリエンテーションはプログラムごとに開催し、研究指導のスケジュール、研究指導方法についてきめ細かに説明している。また、全大学院学生に配付している『「研究指導」履修の手引き』においてもプログラム別に研究指導の目的・特徴、進め方、修士論文の作成について記載している。

「研究指導」は、原則として毎月1回行い、少人数でのゼミナール形式で研究指導教員が直接対面して指導している。「研究指導」は毎回大学院学生のレポートと報告に基づいて対話・討論形式で行っている。

また、臨床心理学プログラムを除く大学院学生には学期ごとに順次「研究レポートⅠ」～「研究レポートⅢ」を課し、「研究指導」の研究指導担当教員が大学院学生の研究の経過報告や質疑応答を行うことにより、研究の進捗状況を確実に把握するように取り組んでいる。「研究レポート」については研究指導担当教員が添削・講評等の評価を行い、大学院学生に返却するとともに、研究指導担当教員ごとに、あるいは複数の研究指導担当教員が合同で研究レポート報告会を開いて、個々の大学院学生を直接指導している。臨床心理学プログラムについては面接授業を開講している期間に「研究指導」を行い、対面による指導を実施している。

さらに、電子メール、簡易テレビ会議システム、電話・FAX、郵送等の方法によって随時指導を行っている。加えて、大学院学生の研究指導や論文審査を、各地の学習センターに隣接する大学に所属する教員を客員教員として依頼し、地方の学生が幕張の大学本部へ何度も出掛ける経済的負担を軽減する取組も行っている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院の成績評価基準を、大学院学則第24条に定め、A (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点) を合格、D (59～50点)、E (49点～0点) を不合格としている。

この成績評価基準は全大学院学生に配付する『学生生活の栞 (大学院文化科学研究科)』及び『「研究指導」履修の手引き』等に、修士論文評価基準については『「研究指導」履修の手引き』に明記している。課程の修了要件及び学位の授与についても同様に大学院学則第31条に定め、また『学生生活の栞 (大学院文化科学研究科)』及び『「研究指導」履修の手引き』等にも明記している。大学院入学時の専門分野別のオリエンテーションでは、これらの冊子を配付して、成績評価基準や修了認定基準について説明し、すべての大学院学生に周知を図っている。

成績評価、単位認定、修了認定は、これらの基準に従って行っている。成績評価については、すべての授業科目の過去2学期分の平均点を大学院の授業科目案内に記載し、各授業科目の評価基準を示している。単位認定については、最終単位を大学院委員会で審議、確認している。修了認定については大学院委員会で確認し、さらに教授会で審議して認定している。修了については教授会の議を経て学長が認定することを大学院学則第32条に規定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

修士論文の評価基準は、修士論文評価基準に規定しており、審査に当たってはこの基準に従って総合的に評価している。修士論文評価基準は『「研究指導」履修の手引き』にも明記しており、大学院入学時の専門分野別のオリエンテーションでは、『「研究指導」履修の手引き』を配付して説明し、全大学院学生に周知を図っている。

修士論文の審査については、「修士論文等の審査等の取扱いについて」に定めている。審査は、主査及び副査からなる審査員によって行い、口頭試問を原則としている。主査は当大学院学生を担当している専任教員 (研究指導責任者) であり、副査は他の専任教員が担当している。論文の内容によっては外部の他大学の教員に依頼する場合もある。

修士論文の提出期限、提出方法、また口頭試問については、『「研究指導」履修の手引き』に明記するとともに、大学院入学時のオリエンテーションにおいても大学院学生に説明し、周知を図っている。

修士論文の審査結果は、大学院委員会において審議・承認することとなっている。

なお、審査に合格した学生の修士論文のうち、高い評価を得、かつユニークな論文を毎年度学生論文集『Open Forum (放送大学大学院教育研究成果報告)』に掲載している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するため、単位認定試験問題については、「単位認定試験問題の難易度に関するガイドラインについて」を定め、授業科目間の成績評価の公平性を保ち、授業科目間にアンバランス

が生じないよう配慮している。また、すべての授業科目について専門分野別に全専任教員が単位認定試験問題の校正、試験問題の適否の事前チェックを行っている。

成績が出た後には、個々の授業科目の単位認定試験問題の得点分布表を教務委員会において配付して審議し、成績評価の公平性を図り、正確さを保つようにしている。また、大学院の授業科目案内にはすべての授業科目の過去2学期分の平均点を記載している。学生は、システムWAKABA上で自分の成績を随時確認することが可能であり、さらに、試験の成績評価について疑問を持った場合には、質問票を用いて主任講師に問い合わせをすることができる。

修士論文の審査は、主査（研究指導教員）及び副査（当該プログラムの教員又は外部の大学教員）からなる審査員が原則として面接形式の口頭試問により行っている。評価については、主査・副査による修士論文及び口頭試問の結果の総合的な評価を踏まえ、当該プログラムで審議した後、大学院委員会に諮り最終的に決定している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 放送授業について、学生の学習状況を把握するとともに大学としての組織的な履修指導を行うために学期の半ばに通信指導（添削指導）を実施している。通信指導は放送授業科目の前半（1～8回）から出題する提出型と、放送授業科目の後半（9～15回）から出題する自習型に分けることにより、学生の自主学習を促進し、教育効果を高めている。
- 学習センター及びサテライトスペースにおいて学生との直接対面による講義・ゼミナール・実習・実験を実施して、大きな教育効果を上げている。また学習センターには客員教員を配置しており、学生は履修・学習・論文等について相談し、アドバイスを受けることができる。

#### 【更なる向上が期待される点】

- 平成16年度に「アーカイブズ活用による双方向型遠隔教育」が文部科学省現代GPに採択され、放送大学アーカイブズの構築、放送教材と印刷教材の二次利用研究、双方向型教育の実践等が図られ、支援期間終了後においても、ICTを活用した遠隔教育が推進されているが、更に優れた手法の導入とICTを十分に活用できる教職員・学生の増加が期待される。

**基準6 教育の成果**

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

生涯学習機関として、各専門分野における学術研究を通じて幅広い教養を身に付ける大学教育を行うことを目的としている。また、大学院修士課程においては、高度専門職業人に不可欠な総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知的技能を修得できるようにすること等を目的としている。

この教育目的の達成状況を検証・評価するために、学生による授業評価に関する実施要領を定め、毎年度実施している。その評価結果については自己点検・評価委員会において分析・検証し、各担当教員・コース・プログラムに必要な指示・勧告を行うとともに、その評価結果をその都度ウェブサイトで公表している。

授業評価は、個別授業科目の教育効果を把握し、授業の目標の達成状況の検証と評価、また改善点の確認を目的としている。授業アンケートでは、学生自身の学習への取組状況、放送授業の視聴状況、授業内容、放送教材及び印刷教材の適切さ、通信指導・単位認定試験の適切さ、興味・関心・知識の向上、全体的理解と全体的満足について質問し、学部の教育課程においては「各専門分野における学術研究を通じての幅広い教養」の習得程度について、また大学院においては「高度な専門的学識及び知的技能」の習得程度について把握しようとしている。また、自由記述の欄を設け、アンケートに含まれていない学生の自由な意見を収集できるようにしている。

さらに、当該大学を卒業・修了した同窓会会員へのアンケート調査も実施しており、学習経験や学習活動を通して得られた知識や技術、教養、また継続的な学習動機についても質問している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

生涯学習機関として広く社会人等に大学教育の機会を提供することを目的としており、学部においては資格があれば誰でも全科履修生として入学できる。入学は1年次入学と2年次又は3年次編入学（学士入学を含む）があるが、それぞれの各年度の卒業率は、※1のとおりである。平成21年度までの卒業生総数は、60,809人である。

大学院の修士全科生の標準修業年限内修了率は、※2のとおり、60～70%台を維持しているが、修了率は80%以上であり、通信制大学の特徴が現れている。平成21年度までの修了生総数は、2,808人である。

また、全科履修生の除籍・退学率は、10%台となっている。

単位修得率は、過去5年間、学部・大学院ともに70～80%台である。

単位認定試験の科目別得点分布では、学部は平均点73.9点、合格率82.0%であり、大学院は平均点74.5点、合格率88.6%である。

大学院では、修士論文を基にした学生論文集『Open Forum（放送大学大学院教育研究成果報告）』を刊行している。

平成19～21年度の臨床心理士資格の取得者数は19～32人で、合格率は71～73%である。

また、ある特定の分野の授業科目群を集中して学んだことを証明する科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）を設けており、現在23プランを用意している。放送大学エキスパートは学校教育法に規定された履修証明制度に相当し、毎年約3,000人が認定を受けている。この要件を満たした者の中には、その趣旨を活かして社会的に活躍している者もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

※1 入学年度別卒業率の推移（平成22年3月現在）

		入学年度															
		平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
		平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
卒業に要した年数	1年目	34 (0.7%)	98 (1.5%)	59 (1.1%)	53 (0.9%)	49 (0.5%)	46 (0.3%)	49 (0.4%)	61 (0.4%)	55 (0.5%)	60 (0.6%)	86 (0.7%)	234 (2.1%)	212 (2.1%)	185 (1.8%)	174 (1.8%)	38 (0.4%)
	2年目	199 (4.1%)	367 (5.7%)	275 (5.0%)	310 (5.3%)	546 (5.4%)	1,081 (6.9%)	694 (5.2%)	654 (4.8%)	613 (5.6%)	730 (7.0%)	838 (7.2%)	1,136 (10.2%)	1,201 (12.0%)	1,333 (12.9%)	1,049 (10.9%)	-
	3年目	362 (7.5%)	637 (9.8%)	543 (9.7%)	595 (10.3%)	1,048 (10.4%)	2,290 (14.6%)	1,628 (12.1%)	1,474 (10.9%)	1,318 (12.1%)	1,541 (14.7%)	1,571 (13.5%)	1,900 (17.1%)	1,935 (19.4%)	1,913 (18.5%)	-	-
	4年目	703 (14.6%)	1,086 (16.8%)	902 (16.3%)	959 (16.5%)	1,788 (17.7%)	3,713 (23.7%)	2,752 (20.5%)	2,595 (19.1%)	2,322 (21.3%)	2,483 (23.7%)	2,499 (21.5%)	2,896 (26.1%)	2,600 (26.0%)	-	-	-
	5年目	956 (19.8%)	1,424 (22.0%)	1,207 (21.8%)	1,283 (22.1%)	2,399 (23.7%)	4,780 (30.5%)	3,658 (27.3%)	3,637 (26.8%)	3,118 (28.6%)	3,147 (30.0%)	3,125 (26.9%)	3,422 (30.8%)	-	-	-	-
	6年目	1,198 (24.8%)	1,734 (26.8%)	1,480 (26.8%)	1,536 (26.5%)	2,876 (28.5%)	5,699 (36.4%)	4,454 (33.2%)	4,428 (32.6%)	3,727 (34.2%)	3,667 (35.0%)	3,568 (30.8%)	-	-	-	-	-
	7年目	1,309 (27.1%)	1,855 (28.7%)	1,620 (29.3%)	1,669 (28.8%)	3,125 (30.9%)	6,100 (38.9%)	4,773 (35.6%)	4,742 (35.0%)	3,964 (36.4%)	3,850 (36.7%)	-	-	-	-	-	-
	8年目	1,388 (28.7%)	1,983 (30.7%)	1,721 (31.1%)	1,766 (30.4%)	3,351 (33.2%)	6,396 (40.8%)	5,025 (37.4%)	4,964 (36.6%)	4,100 (37.6%)	-	-	-	-	-	-	-
	9年目	1,448 (30.0%)	2,067 (32.0%)	1,798 (32.5%)	1,857 (32.0%)	3,519 (34.8%)	6,610 (42.2%)	5,211 (38.8%)	5,115 (37.7%)	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年目	1,517 (31.4%)	2,135 (33.0%)	1,892 (34.2%)	1,932 (33.3%)	3,676 (36.4%)	6,845 (43.7%)	5,369 (40.0%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11年目	1,529 (31.7%)	2,154 (33.3%)	1,905 (34.5%)	1,944 (33.5%)	3,698 (36.6%)	6,862 (43.8%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12年目	1,539 (31.9%)	2,158 (33.4%)	1,912 (34.6%)	1,946 (33.6%)	3,707 (36.7%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※2 入学年度別修了率の推移（平成22年3月現在）

		入学年度						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
修了に要した年数	2年目	344 (62.7%)	298 (59.8%)	349 (65.8%)	356 (67.9%)	306 (61.0%)	331 (70.1%)	318 (66.9%)
	3年目	413 (75.2%)	367 (73.7%)	412 (77.7%)	408 (77.9%)	362 (72.1%)	367 (77.8%)	-
	4年目	431 (78.5%)	385 (77.5%)	426 (80.4%)	425 (81.1%)	382 (76.1%)	-	-
	5年目	446 (81.2%)	399 (80.1%)	441 (83.2%)	438 (83.6%)	-	-	-
	6年目	450 (82.0%)	401 (80.5%)	444 (83.8%)	-	-	-	-
	7年目	452 (82.3%)						

## 6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

毎年度実施している学生による授業評価アンケートの平成21年度の結果によると、学部の授業科目については、全体としての理解度の平均値は4段階中3.05（'08）、3.11（'09）、満足度は3.17（'08）、3.23（'09）、「学習意欲や興味・関心が高まる授業内容だった」3.23（'08）、3.29（'09）、「新しい知識が身につく視野が広がった」3.38（'08）、3.43（'09）となっている。

また授業科目全体に対する肯定的評価では、理解度については75%（'08）、79%（'09）、満足度については78%（'08）、81%（'09）、学習意欲と興味関心については81%（'08）、83%（'09）、新しい知識の習得と視野の拡大については86%（'08）、89%（'09）と高い評価を得ている。

大学院においても同様に、理解度の平均値は3.23（'08）、3.25（'09）、満足度3.30（'08）、3.37（'09）、学習意欲や興味・関心3.32（'08）、3.41（'09）、新しい知識と視野の拡大3.47（'08）、3.53（'09）であり、授業科目全体に対する肯定的評価もそれぞれ、理解度の平均値は84%（'08）、85%（'09）、満足度87%（'08）、89%（'09）、学習意欲や興味・関心86%（'08）、88%（'09）、新しい知識と視野の拡大93%（'08）、92%（'09）と高い評価を得ている。

また、学生の自由記述においても、「今まで知らなかった知識が身についた」、「今後の人生・生活に役立つ」、「仕事・社会活動に役立つ」等、好意的な意見が多くみられ、教育の成果や効果が上がっていることを示している。

なお、学生による授業評価の結果は公表するとともに、評価対象となった授業の担当教員には授業改善に役立つよう個別に評価結果を提供している。

一方、卒業（修了）生に対するアンケート調査においても、95.4%が放送大学での学習にメリットがあったとしている。その内容は「教養を高めることができ、さらなる学習へとつながった」72.2%、「自分に自信を持つことができ、今後の生活の励みになった」64.3%である。在学中の全科履修生の「先輩の声」や

大学院修了生の「先輩の声」、また「学生からのメッセージ」（寄稿）にも学習の効果が記されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

生涯学習機関として広く社会人等に大学教育の機会を提供することを目的としているため、学生の多くが既に社会人であり、定職に就いている（定年退職者、主婦を含む。）ため、卒業することにより就職や進学を目指している学生は一般の4年制大学の学生に比べて多いとは言えない。

さらに、特徴的な事象として、一つのコースを卒業した後、再度別のコースに入学し学習を継続する、いわゆるリピーターが多いこと、すなわち再入学率が平成22年度で49.5%と高いことが挙げられる。このことは教育の大きな成果の現れであり、目的の一つである「生涯学習の要望に応える」ことを実現している。中には全5コースを卒業する学生もおり、彼らを放送大学名誉学生（通称：グランドスラム学生）として表彰する制度を設けている（平成22年10月現在64人）。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生は、多くが社会人（定年退職者、主婦を含む。）であり、既に定職に就き、実社会（就職先）の中で活躍している。従って、学生のニーズや意見を聴取することは、すなわち社会からの聴取を行っていることと言える。

卒業（修了）生の同窓会会員を対象にした調査によれば、「放送大学を卒業・修了して、就職や仕事、進学等に役立ったか」との質問に対して、「仕事の知識や技術が深まった」38.7%、「大学院（他大学院を含む）への進学に繋がった」15.9%、「資格取得に役立った」13.2%、「就職に役立った」5.8%、「職場での昇任・昇給に繋がった」2.9%、「その他」29.0%となっており（複数回答）、卒業（修了）生の多くが役立ったと回答している。

また、この調査では95.4%の卒業（修了）生がメリットがあったとし、そのうち「教養を高めることができ、さらなる学習へと繋がった」が72.2%、「自分に自信を持つことができ、今後の生活の励みになった」が64.3%を占め、学習効果が相当に高かったことを示している（複数回答）。さらに、卒業（修了）生に対する面談調査の結果からも学習の成果が上がっていることがわかる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）により、学生の自主学習を幅広く支援している。
- 広く社会人等を対象に、放送を通して大学教育を行い、生涯学習の推進という社会の要請にこたえる大学の目的を十分に達成し、生涯学習機関としての役割を担っていると評価できる。
- 一つのコースを卒業した後、再度別のコースに入学し学習を継続する、いわゆるリピーターが多く、全5コースを卒業する学生を放送大学名誉学生（通称：グランドスラム学生）として表彰している。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

様々な年齢、学歴、職業を持つ者が入学してきており、それぞれの学生が各自のニーズに合った授業科目を選択すること、かつ全国に遍在した学生が自宅で学習することが基本となっている。したがって、固定された履修パターンの掲示等は行っていない。また、全学生を一堂に集めたガイダンスも不可能であり実施していない。

しかしながら、以下のような様々な手段で、授業科目及びコース選択等のガイダンスを行い、いくつかの履修パターンを例示しつつ、それに沿った受講の望ましい科目とコース選択の指針を示している。

まず、全学生に毎年度配付する『学生生活の栞(教養学部)』、『学生生活の栞(大学院文化科学研究科)』、放送番組、ウェブサイト上の履修案内図、学内広報誌等に掲載している。

入学後における科目内容や卒業研究を始める前の計画等に関する質問を質問票として郵便・FAXあるいは電子メールで受け付けている。

学習センターでは、各学期の初めに「入学者の集い」を実施し、各学習センター所属の入学者に対し科目やコース選択に関する一般的なガイダンスを行い、日常的には所長や客員教員との面談を受け付けている。また、大学案内を各学期に複数回行い、システム、ミニ講義による事例紹介、教材の使い方等のガイダンスも行っている。卒業研究の計画段階では本部教員と学習センター所長が協同して指導を行っている。

大学院では修士全生に対して、毎年4月にプログラム別に全体的なオリエンテーション及び個別教員との面談による履修指導を実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該観点については通信制のみの課程のため、観点7-1-③において分析することとする。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

通信制のみの課程であるため学習支援・相談は、郵便、電話、電子メール等の情報・通信手段を用いて行うと同時に、放送による情報提供に加え全国57か所の学習センター等での面談等、重層的に学習支援の体制を整備している。

- ・質問票・質問メール：質問票は郵便及び電子メールを通じて、全国の学生から教員に送られて来る。主な質問内容は、個別の放送科目に関することや、様々な学習上のニーズに関することである。すべ



ての学部学生及び大学院学生へ配付する『学生生活の栞（教養学部）』及び『学生生活の栞（大学院文化科学研究科）』の巻末に、質問票を添付しており、科目履修上の質問を本部に郵送し、それについて主任講師が回答したり、本部学生課の修学相談員2人が電子メール等での相談に応じている。これにより、学生は教材の内容に関する疑問を解消でき、教員としては、どのような事項が学習上で障害になるかを知ることができる。

全学生にインターネット利用のためのIDを発行しており、大学ウェブサイトを経由して、キャンパス・ネットワーク・ホームページに入ることができ、その中で履修上の質問を発信して回答を得ることができる。また、質問のコーナーも公開している。平成21年度の質問票・質問メールは、学部・大学院全体で、1学期に626件、2学期に652件が寄せられた。

- ・学生サポートセンター：平成21年度より本部にコールセンターとして設置し、全国の在学生からの様々な質問にこたえていたが、平成22年5月より改称し、入学希望者、在学者を問わず、随時、電話による質問、相談への対応及びフォローを行う体制に拡充している。しかし、教職員・学生への周知と機能の更なる向上が期待される。さらに、全国の学生から学内広報「大学の窓」担当に寄せられた様々な便りを2か月に1回、「大学の窓通信」にまとめ、すべての教職員に電子メールを通じて配付している。
- ・学習相談：学習センター所長及び複数の客員教員を配置しており、定期的な日程で学生の様々な質問や相談に応じている。
- ・学生による授業評価：受講科目に対する学習効果、満足度等の調査を通じ、科目内容の向上に資するデータを収集するという主な目的のほかに、あらかじめ決められた質問項目の後には、自由記述の項があり、そこには当該科目だけでなく、大学全体の様々な事柄に対する要望が寄せられている。これらの結果は、科目担当の主任講師だけでなく、各コースに伝えられ、学生のニーズ把握の一つのチャンネルになっている。

これらのことから、通信教育を行う課程において、学習支援、教育相談が適切に行われていると判断する。

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

障害のある学生への支援については、身体及び視聴覚の不自由、精神疾患等の障害がある者の平成21年度末の在学者は504人であり、在学者に占める割合は0.65%である。彼らが入学するに際し、修学上の問題がないかどうかは、最初に学習センター所長が本人と面談した上で判断し、その判断を踏まえ学生委員会で最終的に判断している。身体に障害のある者が面接授業を受講する際には、専用駐車場の確保、希望座席の確保、介助者の入室を許可している。これらの措置は障害のある者をできる限り受け入れる努力の一環として実施している。また、筋ジストロフィー患者等、病院のベッドから離れることのできない重度の障害のある者も受け入れ、病院内で単位認定試験を受けられるような措置も講じている。

聴覚に障害のある者に対しては放送授業の学習には地上デジタル放送において字幕番組を提供している。（平成23年10月開始予定のBSデジタル放送においても提供予定。）平成21年度現在は、字幕対応をしている放送科目数は47であり、全テレビ科目の約27%であった。字幕を付加する科目の選定に当たっては、毎年度制作される約30科目のテレビ教材のうち、聴覚障害者関連の団体等からの推薦を受けて、12科目程度に字幕を付している。

視覚に障害のある者に対しては、ボランティア団体の協力を受け、印刷教材の電子媒体の提供により、

## 放送大学

教材の点字化あるいは音声読み上げのサービスを行っている。面接授業を受講する際にはテープレコーダー等の持込を許可するとともに、単位認定試験時にはオーディオテープでの音声出題あるいは点字での出題を行っている。さらに、面接授業の受講、単位認定試験の受聴時は、教室内への盲導犬の引率を認めている。平成21年度第2学期の、音声出題の対象科目数は78科目、対象延べ学生数は107人であった。また、点字出題の対象科目数は81科目、対象延べ学生数は128人であった。

さらに、単位認定試験における試験時間は通常は1科目50分であるが、障害のある者にはその1.5倍の試験時間を与え、健常者とは分離された別試験室での受験を認めている。

学生の中には、仕事が多忙になるなどの理由により、継続的な学習が困難になる場合があり、時間の経過とともに学習の意欲が低下し、履修が中断してしまう場合もある。そのような学生に対して、学習センター所長が励ましの手紙を出したり、平成22年5月に設置した学生サポートセンターにおいて、個別の電話フォローを実施するなど活動に着手したところである。

当該大学は、その目的に鑑み、学生の国籍による学生支援上の差異を設けていない。

平成22年10月現在、外国籍の学生は35か国459人であり、これは全学生の0.5%である。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

### 7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

通信制の大学であることから基本は自宅学習であるが、学習上に必要な書籍、学習空間、放送教材の視聴、卒業要件としている面接授業、単位認定試験の受験、及び各種手続きのための場所として、全国50か所に学習センター、7か所にサテライトスペースを設置するとともに、放送教材の視聴を可能とするセンター外施設として全国60か所に再視聴施設を設けている。

- ・インターネット配信：放送授業科目は、平成22年度において、ラジオ科目はほぼ100%、テレビ科目は約25%の科目をインターネットで配信しており、学生は、放送時間にとらわれることなく、いつでもアクセスし、受講（視聴）することを可能としている。
- ・図書資料：本部の附属図書館は、学習あるいは発展的な研究をする上での必要な図書資料の配架、電子ジャーナルへのアクセスが可能である。附属図書館には約320,000冊の蔵書がある。附属図書館に配置する図書資料は、本部の教員が推薦する学生用基本図書、専門分野の研究用図書、学生のリクエストによるもの等がある。平成21年度においても約4,000冊の和書、約500冊の洋書、464タイトルの雑誌の受入を行っている。附属図書館では、レファレンスサービス（参考調査）、資料の複写、学生からの図書購入リクエストにこたえ、全国の学習センター・サテライトスペース図書室への貸出、図書の自宅配送サービスを行っている。

全学習センターが所蔵する図書は約435,000冊、年間受入図書の合計は約7,200冊であり、さらに、学習センターが他大学のキャンパス内にある場合等は、その大学の図書館の利用が可能になっている。また、学習センターが所在する地域の大学図書館等の利用が自由にできる環境も整えている。学習センターが配置する図書資料には、面接授業担当講師が指定する参考文献、放送授業の主任講師が指定する図書、各コースが推薦した学生用雑誌、各学習センター所長が推薦する図書資料等がある。

- ・図書検索システム：すべての図書資料は蔵書検索システム（OPAC）で検索できると同時に、全国の大学等の図書資料も検索できる。
- ・研究個室・演習室：本部の附属図書館内には、図書資料の閲覧・学習のための通常のスペースだけでなく、研究個室が5室、演習室が2室、グループ視聴室が2室、パソコン利用室があり、個人あるい

はグループでの研究・討論等の利用に供している。

- ・視聴覚室・パソコン室：各学習センターの視聴覚室には開講中の放送教材のDVDあるいはCD複製版と対応する印刷教材が置かれ、学生は自由に視聴できる。また、パソコン室は講義で使用していない場合には、自由に使用することを認めている。
- ・再視聴施設：全国にある60か所の再視聴施設にはDVDやCD等の放送教材を置いている。
- ・放送教材の貸出サービス：遠隔地に居住する学生には、各学習センターにおいて、放送教材のDVDやCD等を郵送によって貸出すサービスも行っている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学習センターのサークル・同好会は、学習意欲の持続や啓発にも役立っており、学生の自主活動として位置付け、支援を行っている。

全国の学習センターにおける282の学生団体が規程に基づき認定され、8,732人の学生が会員として登録されており（平成21年5月現在）、活発な活動を展開している。

各学習センターでは、サークル等の活動に対しては、授業の空き時間の講義室の使用、活動掲示板の提供等に加え、センターだより（各学習センター発行の機関誌）等の記事、ウェブサイト上での紹介等により活動の活性化を促している。さらに大学本部においても、学内広報誌、放送番組等において活動紹介を行っている。また、学生団体への支援制度もある。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

各種相談・助言体制については、以下のとおりである。

- ・学生サポートセンター：平成21年度より本部にコールセンターとして設置し、全国の在学生からの様々な質問にこたえていたが、平成22年5月より改称し、入学希望者、在学者を問わず、随時、電話による質問、相談への対応及びフォローを行う体制に拡充している。
- ・学生相談：各学習センターには学生相談室があり、所長をはじめ教員が学生の相談に応じ、生活支援等の学生のニーズの把握を行っている。
- ・保健室：学習センターにおいては、その規模等に応じ、保健室又は学生相談・保健室を設置するか、医師と学校医としての契約を結び、健康相談を行える体制をとっている。また、健康上の助言に関しては、冊子『健康のしおり』を毎年1回程度作成し、配付している。なお、単位認定試験の際には、医療機関と常時連絡を取れる体制をとっており、大規模な学習センターでは看護師の常時待機も行っている。

また、学生から受けた相談の中で、医療・心理の専門知識が必要とされる場合に専門家に相談する体制を外部との契約により確立している。

- ・セクシュアル・ハラスメント等の防止：放送大学学園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を設け、担当の教職員を配置し、研修会及び学内のポスター等によりハラスメントの防止の喚起に努め、良好な学習及び職場環境の維持に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

平成21年度末で504人の障害のある者が学んでいるが、基本的に在宅学習を基本とするため、学生個々の生活現場での特別な支援は実施していない。

このことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済面への支援は以下のようなものが挙げられる。

- ・単位制の授業料：学期（半年）ごとに登録した科目数分の授業料を納入することとしている。すなわち、平成22年度現在、学部では1科目2単位の授業料は11,000円、面接授業1科目1単位5,500円であり、全科履修生の入学料22,000円も含め、最低704,000円で卒業し、学士（教養）の学位が得られる。
- ・入学料の割引：過去に当該大学の学生であった者が、3年以内に再入学する場合には入学料の割引措置を適用している。また、20人以上の集団で入学する場合は、入学料を半額としている。さらに、一般書店で印刷教材をあらかじめ購入し、当該の科目を履修する場合にも、一定の割引を（1単位当たり500円、1科目2単位の科目では1,000円）することになっている。
- ・学習奨励金：65歳以上の全科履修生には、学習センター所長の推薦に基づき10,000円の奨学金を支給している。平成21年度は61人に給付した。
- ・公的給付制度：教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座（教育訓練給付制度）及び船員保険教育訓練給付教育訓練講座（船員保険給付講座）を実施しており、受給資格のある者は、入学料及び授業料の20%に相当する額（上限100,000円）の支給が得られる。毎年20人程度が受給している。
- ・公的奨学金制度：学生は一定の条件下で公的な奨学金による援助を受けられる。全科履修生の場合は日本学生支援機構からの貸与、選科履修生の場合は北野生涯教育振興会からの給付をそれぞれ申請できる。なお、公的奨学金制度は平成21年度は408人が給付されている。
- ・税制上の控除等：年間所得が一定額に満たない場合、所得税法により勤労学生控除が全科履修生に対して適用される。さらに、前年の所得が一定額に満たない学生に対しては、国民年金保険料の納付猶予が申請できる。

以上の給付又は奨学金制度に関しては、募集要項及び毎年度全学生に配付する『学生生活の栞（教養学部）』及び『学生生活の栞（大学院文化科学研究科）』に掲載し、周知に努めている。

さらに、本部キャンパス内でのゼミ等に遠方から参加する場合には、本部キャンパス内のセミナーハウスに安価な料金（最低1,500円/泊）で宿泊することが可能となっている。また、特別な災害にあった学生への経済的な援助として、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震での被災者に対して、一定の学費免除を行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 障害のある学生には教材の音声化、字幕化による支援を行うとともに、学習センターにおいて、面接授業受講時や単位認定試験時に試験時間や試験室で特別の配慮をしている。
- 単位制の授業料等により経済的負担を軽減し、履修できる仕組みを整えている。

**【更なる向上が期待される点】**

- テレビやラジオの放送、ウェブサイト、電子メール、電話、郵便等の広範な情報通信手段を用いた専任教員及び職員による履修指導に加え、本部の学生サポートセンターにおける電話対応や、学習センターでの教員による学習相談等を行っているが、教職員・学生への周知と機能の更なる向上が期待される。

**基準 8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

校地面積は 80,957 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は 108,194 m<sup>2</sup>であり、大学通信教育設置基準に定められた必要校舎面積以上が確保されている。

全国に設置した学習センターに講義室、再視聴学習室、図書室及び学生ホール等を配置し、50 か所で合計 62,870 m<sup>2</sup>の学習スペースを有しており、研究室 23 室、講義室 141 室、演習室 8 室、実験実習室 26 室、及び情報処理学習施設 28 室において面接授業、単位認定試験、教材の再視聴（自習）等の利用に供している。しかし、学習センターの施設・設備にはかなりの地域差が見られる。

50 か所のうち 28 か所の学習センターは各地方自治体等の施設を賃貸借契約により借受し、22 か所は当該大学が所有又は区分所有している。

また、サテライトスペースは小規模な面接授業、単位認定試験、放送教材の再視聴等が実施できる施設であり、7 か所で合計 1,241 m<sup>2</sup>のスペースを有している。さらに、放送教材の再視聴が可能な再視聴施設を全国 61 か所に有している。

また、学園本部に設置されている施設として附属図書館、放送教材の収録及び編集を行う制作棟、全国に分散している事務等の統括を行っている管理棟、課外活動に利用できるグラウンドやテニスコートがある。

制作棟には、テレビ番組収録スタジオ 2 室、ラジオ番組収録スタジオ 2 室、テレビ及びラジオ番組編集室 8 室があり、放送教材や学内広報番組を制作している。

その他の施設として、全国へ放送番組を配信する放送局として機能する主調整室や、東京タワーに放送電波を中継する施設がある。また、東京タワーには関東広域圏へ電波を送信する施設がある。

施設のバリアフリー化については、まず、附属図書館において、段差解消のためのスロープや手すりの設置、多目的トイレ、車いす用閲覧席、弱視者のための拡大読書器等を設置している。また、学習センター及びサテライトスペースにおいて、段差解消のためのスロープや手摺りの設置、視覚障害者等への施設内の移動支援や多目的トイレ、身体障害者が利用しやすいエレベーターへの更新等を行っており、これらは大型改修時に限らず、毎年、学習センターの学習環境改善のための改修を実施している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

学生の修学をサポートするため、システムWAKABAを整備し、学生自身が学籍情報、単位の修得状況、科目登録申請・変更、各種届出、成績照会、学生カルテ、自己判定、教材・通信指導問題発送依頼情報照会、シラバスの参照等をウェブサイトで利用できるようにしている。

また、学生が利用できるパソコンや学生参考情報等で構成されたキャンパス・ネットワーク・システムを整備し、面接授業の実施のためのパソコン(各学習センターに20～30台を配備)や学習センターのほか、学習参考情報(大学からのお知らせ、学習センターからのお知らせ、ラジオ・テレビ授業科目インターネット配信)等の機能を備え、自宅からも利用できるようにしている。

大学院においては、放送授業に関してはインターネットを活用するラーニング・マネジメント・システム(LMS)を平成22年度より導入したところである。また、対面による研究指導のほか、電子メールによる研究指導や教員と大学院学生とが直接会話しつつ指導を進めていくテレビ電話による研究指導も行っている。さらに研究指導を効果的に行うためにメーリングリスト連動掲示板、お知らせ掲示板、FAQ掲示板等を備えた大学院研究指導支援システムを整備し活用している。

また、ICT環境の整備充実のための情報セキュリティ管理は、放送大学学園情報セキュリティポリシーに基づき管理体制を構築し、実施している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

主要な施設における運用・利用について規程を定めており、それらをキャンパスネットワークのウェブサイト及び事務連絡システム等のネットワークに公開するなどして大学の構成員に対し周知を図っている。

また、学生には、学習センター・サテライトスペース、附属図書館及びセミナーハウスの施設の使用や図書室・視覚学習室の利用等について、『学生生活の栞(教養学部)』及び『学生生活の栞(大学院文化科学研究科)』と、各学習センターが発行している『学習センター利用の手引き』に掲載し配付している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、本部にある附属図書館と全国57か所の学習センター・サテライトスペースに設置された図書室で構成されている。平成22年3月31日現在の蔵書数は、図書751,058冊、学術雑誌2,010タイトル、視聴覚資料64,342点である。蔵書目録データは、すべてオンライン化され、インターネット上で学内外から常時検索可能となっている。また、教材(印刷教材及び放送教材)については、閉講された科目も含め、附属図書館に全科目の教材を所蔵し利用に供している。

図書館資料の選定は、図書情報委員会の下に図書資料の選定方針を定め行っている。学部各コース、大学院各プログラムの選定する学生用基本図書や学術雑誌、新規開設・改訂科目の参考文献、学生のリクエスト制度による図書等、学生の学習・研究に必要な図書を選定している。資料は、全図書室に配架する基本的な資料と、本部及び拠点となる学習センターに重点的に配架する資料、附属図書館に配架する資料に区分し、効率的な資料の収集を行っている。また、電子ブックや電子ジャーナルの導入も進めており、平成22年3月31日現在、電子ジャーナル約3,500タイトル、電子ブック約900タイトル、外部データベース2点を提供している。

## 放送大学

附属図書館の平成21年度の利用状況は、入館者数79,907人、貸出冊数24,800冊、貸出人数延べ11,545人、学習センターの利用は、貸出冊数23,262冊、貸出人数延べ12,586人であった。附属図書館の開館時間は、平日は9時から18時30分、土日祝日は9時から20時であり、利用の集中する試験期間は、平日も9時から20時の開館を行っている。各学習センターの図書室は、センターの開所時間に合わせて開室している。

図書館では、附属図書館と各学習センターの図書室間で資料配送を行っており、学生は遠隔地にある他の図書（館）室の資料を取り寄せて利用できる。また、附属図書館の図書の自宅配送サービスにより、自宅で図書の貸出を受けることも可能である。附属図書館のウェブページでは、蔵書検索システム(OPAC)を提供するほか、利用案内のページを用意したり、大学で契約している電子ジャーナルや電子ブック、外部のデータベースへのリンクを用意するなどして、遠隔教育を特徴とする当該大学の学生の図書館利用をサポートしている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 印刷教材及び放送教材は、閉講科目を含めすべて附属図書館に所蔵し活用されている。また、附属図書館と学習センター図書室が連携し、資料の効率的配置を行うとともに、資料の相互配送や附属図書館の図書の自宅配送サービスを行うことによって、遠隔教育を特徴とする当該大学の学生の学習支援を行っている。

### 【更なる向上が期待される点】

- 本部及び学習センター・サテライトスペースにおいて、十分なスペースを確保しつつ、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備を整備し、学生及び教職員によって有効に利用されているが、学習センターの施設・設備の地域差の縮小が期待される。



**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育状況に関するデータ・資料の蓄積については、文書管理規程に基づき、教育活動の基本的な実態を記録・保管し、質向上のための基礎的な資料として利用している。具体的には、授業科目の放送時間割、シラバス、通信指導問題・単位認定試験資料、授業科目の成績、学生の単位修得状況等である。蓄積した資料の保存については、前述の規程に従って、事務局教務課及びそれぞれ関係部署の責任において保管・管理している。中でも、学生の学籍資料、シラバス・成績等の授業関連資料、卒業・学位授与等の卒業後状況資料、大学院の入学試験等のデータは、一括してシステムWAKABAに集約・蓄積している。

また、年次報告として『アニュアルレビュー』を作成し、大学全般の活動記録として収集と蓄積に努めている。

さらに、通信制大学であるために、すべての放送授業科目について、講義テキストである印刷教材と、テレビ又はラジオによる放送教材を作成しているが、これらについては全科目を附属図書館において蓄積・保管するとともに公開している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育の質の向上・改善に向けて、放送授業について3つの授業評価を行っており、これを通じて大学構成員からの意見の聴取を行っている。3つの授業評価とは、学生による授業評価、学習センター所長及び客員教員による授業評価、専任教員による授業評価である。

評価内容は、学生による授業評価については、放送授業のうち、新規に開設した年度のすべての科目を対象とし、無作為抽出した約500人への郵送による質問紙調査を実施している。質問項目は、放送教材、印刷教材、通信指導、単位認定試験、学生の学習満足度等について、32問で構成し、この中で自由記述による意見の聴取も行っている。

学習センター所長及び客員教員による授業評価については、放送授業で新規に開設した年度のすべての科目を対象とし、放送授業、印刷教材、通信指導、単位認定試験、全体評価について、レポート形式で回答を求めている。

専任教員による授業評価については、同様に放送授業で新規に開設した年度の科目から、領域ごとに選定した科目を対象とし、受講者数、試験合格率、放送教材・印刷教材の講義内容、通信指導、単位認定試

験、シラバス、全体評価について、領域ごとに2人で評価レポートを作成した後、領域の専任教員で評価を行っている。

上記の3種類の授業評価結果については、すべて自己点検・評価委員会で審議し、必要に応じ、授業の中止、修正を含め改善を指示・勧告するとともに、「学生による授業評価」の結果については、「主な改善点の提案」を添えて公表している。

平成20年度に実施した授業評価の結果、極めて不適切な内容が含まれていることが明らかになった2科目について、閉講及び収録のやり直し等を行っている。

さらに、開設2年目に実施することとしていた評価を、平成21年度からは開設初年度に実施するよう、評価制度を改善している。

面接授業については、各学習センターにおいて、適宜、所長の責任においてすべての科目について学生による評価を実施し、所長が必ず評価結果に目を通すとともに、担当客員教員にフィードバックすることにより面接授業の改善に努めている。

また、各学習センターにおいて質問箱や電話を通じた意見聴取を、各学習センターと学生サポートセンターを通じて行っている。これらの結果に基づいて、コース会議、主任講師会議等を通じて、教育課程編成や授業改善に活かす取組を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者からの意見聴取は、卒業（修了）生、有識者、評議員、単位互換校、公開講演会の参加者、一般視聴者等の対象者から行っている。この際の方法としては、アンケート、直接の意見聴取等による。

卒業（修了）生については、同窓会員全員を対象としたアンケート調査による意見聴取を行っており、社会に対する広報の改善等に活用している。

有識者については、毎年度、業務運営計画に対する業務実績評価について、学内委員会で審議した評価原案を外部有識者からなる放送大学評価委員会に諮り評価を確定させており、評価の審議に際し、意見を聴取している。また、平成19年度に放送大学における放送メディアの在り方に関する有識者会議が開かれ、今後どのようなメディアを教育に使うのかについての意見を聴取している。放送技術の進展に伴い、メディア選択に関する情報を得て、教育効果の高いメディアを採用する必要があり、貴重な情報取得の機会となっている。

評議員については、評議員から評議員会の際に議題について及び任意の事項について意見を聴取している。

単位互換校については、他大学との連携等を通じて学外の意見を聴取する体制をとっており、単位互換協定締結校との間の連携教育活動に反映している。たとえば、科目登録時期の調整、受講料の補助制度等での具体的な改善を行っている。

公開講演会の参加者については、学習センターで多数の公開講演会を開催しており、その際にアンケートを実施している。

一般視聴者については、通信制の大学であるため、テレビ・ラジオ授業に関して、一般の視聴者（在学生を含む。）を対象とした放送番組モニター調査を行っている。放送授業制作の内容について、ロケ方法、インタビュー方法等の番組制作方法の効果に関する調査項目により意見を聴取している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で

活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

自己点検・評価委員会が、学生による授業評価、学習センター所長及び客員教員による授業評価、専任教員による授業評価を分析し、全コース及び教員に配付・周知する授業評価結果を受けて、個々の教員は授業内容の質の向上を図っている。

このことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD企画検討WGを中心にして、FD活動を実施している。具体的には、FD講演会の開催や、『教材作成マニュアル』や『放送教材ハンドブック』を作成し、教員の教授技能向上に努めている。また、新任教員に対する初任者研修、教材制作者向けの主任講師会議、教材作成部会を実施している。

教材作成部会は、放送授業技術に関する教育の質向上や、授業制作方法の改善を継続的に実施しており、毎年、スタジオ体験を含む主任講師会議を開催している。ここでは、教員ばかりでなく、放送番組を担当する制作ディレクターと、印刷教材制作のための編集者を含んだ部会で、教材作成方法の啓発を行っている。また、放送教材の制作に新たにプロデューサー制を導入し、プロデューサーが科目制作のための予算の策定・実施及び科目制作全般を見通した自律性のある体制の整備に着手している。

この主任講師会議等において、学生の授業評価結果、教員間の授業評価結果、さらに各種モニター調査の結果を説明し、これらは放送授業の収録及び印刷教材執筆に当たり参考とされている。このような努力を通じて、教員同士の講義技術開発や改善を行い、教員各自の資質の向上を図る取組を実施している。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

平成22年度より、大学院教育支援者制度を導入して、大学院教育支援者を順次採用（平成22年11月現在20人）し、修士全科生に対して、修士論文作成のための指導補助、大学院の面接授業における演習・実習の補助、その他大学院に係る教育業務の補助を行い、大学院教育の充実を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

**基準 10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の資産は、政府拠出によっており、固定資産 32,465,865 千円、流動資産 10,116,176 千円であり、資産の部合計 42,582,042 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な資産を有している。

負債については、固定負債 10,247,584 千円、流動負債 9,565,504 千円、負債の部合計 19,813,089 千円であり、長期借入金等の債務はない。固定負債のうち退職給付引当金 703,939 千円、流動負債のうち未払金等 2,991,539 千円を除くその他の負債は、放送大学学園会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上される経過的負債（平成 21 年度末現在、負債総額の 81%）であり、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の設置者である学校法人の経常的収入は、国から措置される運営費補助金及び施設整備費補助金、入学料、検定料、授業料等の事業収入及び外部資金等の事業外収入等から構成しており、経常収入に占める割合は、自己収入が約 4 割、残り約 6 割は運営費補助金である。国からの運営費補助金の削減はあるものの、新規入学者数を増加させるため資料請求者及び在学生に対するフォローコール等を実施することにより、学生数の確保に努め安定的な収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学では、運営、教育に必要な放送等の実施に関する事項等に係る「事業計画」を毎会計年度開始前に作成し、主務大臣（文部科学大臣、総務大臣）の認可を受けているが、その申請に際しては、放送大学学園法の規定により、収入支出予算を作成し添付している。当該収入支出予算は、経営会議で検討の後、常勤理事会で審議し、評議員会の諮問を経て、理事会で議決されている。また、事業計画は主務大臣の認可後、当該大学のウェブサイト、放送大学学園要覧に掲載している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の収支状況は、損益計算書における当期総利益 148,445 千円であり、キャッシュ・フロー計算書における当期の資金増加額は 391,162 千円となっている。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学部の各コースに共通経費としての研究費及び専任教員数等を基礎として教員に対し支給する個人研究費を配分するとともに、卒業研究指導及び大学院研究指導を行う学生数を基礎として当該指導を行う教員に対し支給する研究費を配分している。また、学長の裁量で配分を行う公募型競争的資金として学長裁量経費を確保し、重要性・緊急性が高い事業に配分するなど、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し適切な資源配分を実施している。

また、施設・設備及び機器備品等の更新に係る予算配分については、中期（平成 28 年度まで）の施設設備年度計画に基づいて実施することとしている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学では、放送大学学園法に基づき、財産目録、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、業務実施コスト計算書）、業務報告書、収入支出決算書、債務に関する報告書及び監査報告書（監事意見書、独立監査人の監査報告書）を主務大臣へ提出するとともに、当該大学のウェブサイトにおいて公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

当該大学の財務に関する会計監査は、監事の監査、会計監査人の監査を行っている。

監事の監査については、放送大学学園監事監査要綱及び放送大学学園監事監査実施基準に基づき、監査計画を策定し、業務及び会計について監査を実施しており、その実施に当たっては、監査室又は総務課の職員が補助を行っている。

会計監査人の監査については、「放送大学学園監査に関する基準」（文部科学大臣決定）に基づき、財務諸表について監査を実施している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学の管理運営のための組織として学長の下に副学長を置いている。職務は学則第9条において「学長を補佐し、教育、研究及び学生指導等について、企画し、及び連絡調整を行う」としている。副学長は3人おり、各職務分担を明確にしている。

また、全国に設置した学習センターには、学習センターごとに1人、計50人の所長を置き、本部の方針等に基づき各学習センターの管理運営を掌握している。さらに、附属図書館には館長、ICT活用・遠隔教育センターにはセンター長を置き、それぞれ管理運営責任を担っている。

当該大学を設置する放送大学学園は、昭和56年に特殊法人として設置されたが、特殊法人等整理合理化計画に基づき、放送による授業の実施等のために必要となる放送法上の特別措置や国による経費の補助について必要な法的、財政的な措置を講じるために平成15年10月に放送大学学園法を改正して、特別な法律に根拠を置く学校法人に移行した。これにより、当該学園は、文部科学大臣から認可を受けた放送大学学園寄附行為に基づき役員として理事長を含む9人の理事及び2人の監事を置き、理事会及び重要事項について審議する評議員会を定期的に開催している。また、理事会の審議事項のうち理事会からの委任を受けた事項や法人の日常業務に関すること等を審議・決定する常勤理事会を必要に応じ開催し、大学運営に係る意思決定の迅速化に努めている。

大学（教学側）と法人（経営側）との円滑な意思疎通を図るため、すべての理事、副学長及び事務局幹部等をメンバーとする経営会議を月2回定例で開催し、大学が当面する課題等について忌憚のない議論を行うことにより、機動的な大学運営に努めている。

しかしながら、教学と経営とに分離できない課題も多く、機動的かつ円滑な運営を実現する更なる工夫が必要であると思われる。

事務局は事務局長の下に6部2室、各部の下に合計14課室を置き、平成22年度は、常勤185人、非常勤149人の計334人の職員を配置している。学習センターには、各学習センターの規模に応じて事務長以下6～11人の職員を配置し、面接授業の実施に係る諸事務や学生支援等の窓口業務及び広報活動等の業務を担っている。

危機管理等に関する体制については、たとえば新型インフルエンザ発生時には、理事長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、関係部署が連携して対策を講じる等、緊急時に対応できる体制を

整えている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

教授会は、学長を議長とし、副学長、教授、准教授、講師及び特任教授をもって充てる学習センター所長のうち学長が必要と認める者によって構成されており、教育課程に関すること、学生の定員に関すること、学生の入学及び修了、卒業に関すること、学生の試験に関すること、その他教育研究に関する重要な事項について審議している。

評議会は、学長の諮問に応じ、学則その他大学の重要な規則の制定改廃に関する事項、大学の予算概算の方針に関する事項、学部の学科及びコース並びに大学院の専攻及びプログラムの新設改廃に関する事項等、運営に関する重要事項について審議している。

評議会、教授会に加え、教育課程編成委員会、国際交流委員会、自己点検・評価委員会、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会は学長が委員長となり円滑な会議運営及び効果的な意思決定を行っている。さらに効果的な意思決定を迅速に行うため、教授会から当該委員会議決を委任する審議事項について明確にしている。

また、3人の副学長はそれぞれ担当を定めており、担当に関する様々な問題について迅速に対応する体制が整っている。学長と3人の副学長は、毎週定例で学長・副学長打合せ会を行い、問題点について情報を共有し、迅速な意思決定を行っている。

学長のリーダーシップの下、12項目からなる最初のアクションプランを平成20年度に策定し、平成22年度までに、「団塊の世代の受け入れ」、「教員の教育力の向上」、「放送大学叢書（仮称）の発刊」、「教員免許更新ならびに、資格取得への体制整備」、「全国的な同窓会組織の確立」、「広報活動の一層の促進」、「放送大学基金の整備と募金活動」、「国際社会における連携」の項目についてはほぼ目標を達成し、平成22年度には新しいアクションプランを策定している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

全国に設置した学習センター所長が一堂に会する学習センター所長会議及び学習センター事務長会議を春と秋に2回開催しており、その際に日常的に学生の対応を担っている学習センターの所長及び事務長からの要望や意見を聴取し、管理運営の改善に役立っている。最近の具体的な例としては、学生間のセクシュアル・ハラスメントに関する取扱いの整備を行ったこと等が挙げられる。

さらに、平成21年度からは本部にコールセンター（平成22年5月から学生サポートセンターへ改組拡充）を置き、学生及び一般からの質問・苦情等を直接電話で受ける体制を整備している。学生サポートセンターに寄せられた質問・意見・要望等は速やかに担当課等において対応するとともに毎月集計し、業務改善に役立っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

放送大学学園には、常勤1人、非常勤1人の合計2人の監事を置いている。監事は放送大学学園監事監査要綱により年度ごとに監査計画を策定し、それに基づき監査を実施している。具体的には、業務監査と会計監査（月次監査、決算時の監査）を実施するとともに全国の学習センターに赴き、学習センターの監査を実施している。監査後、監事は監査報告書を作成し、理事長、学長に報告するほか、教授会においても報告し、是正又は改善を要する事項については速やかに対応するよう努めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上を図るため様々な研修を実施している。まず、本部と学習センターに所属する新規採用者に対し合同で初任者研修を実施し、基礎的な事項を理解させている。また、特定業務内容に関する研修として、システムWAKABA研修、会計研修を行い、事務処理能力の向上に役立てている。

さらに、教養研修として、当該大学の授業を受講する制度を設け、資質の向上を図っている。

そのほか、職員の業務に応じて文部科学省、総務省、大学評価・学位授与機構等、学外で開催される研修へも積極的に職員の参加を促している。

当該大学は、設置の経緯により、開学以来平成19年度まで、文部科学省をはじめとする中央省庁、国立大学及びNHK等関連他機関から人事交流の一環として赴任してくる職員により事務局を構成していたが、平成20年度以降、このような人事交流者以外の任期の定めのない常勤事務職員（プロパー職員）の採用を開始し、平成22年度現在14人となっている。しかしながら、これは全常勤事務職員の5.5%に過ぎない。他機関からの職員はおおむね2、3年で異動してしまうため、長期的な視野での業務の遂行や、業務や専門知識の適切な引き継ぎによる業務の継続性の保持が容易ではなく、時に重大な支障をきたしてしまうこともある。このため平成21年度に統一の事務引継書の様式を定めたり、事務引継に関する責任を明確にする仕組みを整えるなど対策を講じているものの、大学の適切な管理運営業務遂行のためには少なくとも30%のプロパー職員の育成が喫緊の課題であると当該大学は認識している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則に定め、この規程に基づき学内の諸規程を整備している。また、放送大学学園法第7条に定められた毎年度ごとの事業計画を作成し、主務大臣である文部科学大臣及び総務大臣の認可を受け、それに基づき毎年度の業務を推進している。

学園の管理運営に関わる役員を選考、採用に関する方針は放送大学学園寄附行為に定めている。具体的には、理事の選任については第6条、評議員の選任については第23条、学長及び副学長の任免手続については第25条、人事の基準については第26条にそれぞれ定めるとともに、学長及び副学長の職務、権



限、選考については、学則、放送大学学長の人事の基準に関する規程、放送大学副学長の人事の基準に関する規程にそれぞれ規定している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

目的、計画、活動状況に関する各種のデータや情報は、大学ウェブサイトに掲載し、教職員が必要に応じて閲覧できるようにしている。

このことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

認証評価を受審する時期に合わせ、自己点検・評価を実施し、その結果をとりまとめた自己評価書をウェブサイトに掲載している。

また、国立大学法人の中期計画に相当する業務運営計画を、法的義務はないものの多額の補助金を受けている状況に鑑み、自主的に策定している。この業務運営計画は6年間の計画として策定しており、業務運営計画に基づき年度ごとに年度計画を策定している。この年度計画に対して毎年度、自己点検・評価である業務実績評価を実施しており、最終的にはS、A、B、Cの4段階の評価による評価を決定し、その結果をウェブサイトに掲載している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

業務運営計画の年度計画に対する実行状況を自己点検・評価する業務実績評価は、まず、当該学園役職員で構成される放送大学学園業務運営計画・評価委員会において評価を行った後、それを基に、外部の有識者を評価委員とする放送大学学園評価委員会により評価（検証）され、最終的に評価が確定することとしており、このことは放送大学学園業務運営計画・評価委員会規程第2条に規定している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

中期計画に相当する業務運営計画に基づき年度計画を年度ごとに策定し、年度計画が計画どおり実施しているかどうか外部の有識者を委員とする放送大学学園評価委員会を開催し業務実績評価を実施している。評価結果及び評価委員会における指摘については、速やかに改善に努め、学内に周知を図っている。具体的な例としては、面接授業の人気科目は希望学生が超過になり希望どおり受講ができない学生が生じている件について指摘を受け、面接授業の定員超過科目の定員増等、面接授業の改善を行っている。また、改善を要する事項等は業務運営計画の年度計画等に取り込むなどし、確実に改善を図る仕組みを整えること

## 放送大学

もに、第1期業務実績評価を踏まえて策定した第2期業務運営計画（平成22年4月～平成28年3月）においては、部門ごとに業務と予算が連動した執行計画を立て、これを通年でフォローするなどの組織・業務のマネジメント改革に取り組むことにより、重要施策を迅速かつ確実に実施することとしている。具体的な実施事例として、学生サポートセンターの設置や放送授業番組のインターネット配信等がある。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

1年間の活動を記録した年報として『アニュアルレビュー』を発行している。これは、教育研究活動、社会貢献活動、国際交流、学習センターの活動等、年間活動の概況を記載したものである。この冊子は広く関係機関に配布するとともに、ウェブサイトにも掲載している。

また、専任教員ごとに教員の活動の成果や業績を記載した報告書『教育研究等活動状況実績報告書』を発行するとともに、ウェブサイトにも掲載している。

さらに、論文集として毎年『放送大学研究年報』を発行するとともに、ウェブサイトに掲載する許諾のとれた論文については、附属図書館のウェブサイトから情報発信を行っている。これらの論文は、国立情報学研究所による学術論文データベースともリンクしており、論文へのアクセスを容易にしている。

加えて、広報番組「大学の窓」において活動を紹介するとともに、閉講となった科目のテキストの一部を採録する形で新書版（放送大学叢書。平成21年度に発刊し、平成22年度11月現在12冊刊行。）として作成し、出版社から出版できるようにするなど資産を有効活用しつつ活動の成果を積極的に発信している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 学長のリーダーシップの下、12項目からなる最初のアクションプランを平成20年度に策定し、平成22年度までに、「団塊の世代の受け入れ」、「教員の教育力の向上」、「放送大学叢書（仮称）の発刊」、「教員免許更新ならびに、資格取得への体制整備」、「全国的な同窓会組織の確立」、「広報活動の一層の促進」、「放送大学基金の整備と募金活動」、「国際社会における連携」、の項目についてはほぼ目標を達成し、平成22年度には新しいアクションプランを策定している。
- 閉講となった科目のテキストの一部を採録する形で新書版（放送大学叢書）として作成し、出版社から出版できるようにするなど、資産を有効活用しつつ活動の成果を積極的に発信している。

### 【更なる向上が期待される点】

- 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行われているが、教学と経営とに分離できない課題も多く、機動的かつ円滑な運営を実現する更なる工夫が必要であると思われる。
- 長期的な視野での業務の遂行や、業務や専門知識の適切な引き継ぎによる業務の継続性を保持のために、人事交流者以外の任期の定めのない常勤事務職員（プロパー職員）の採用に努めているが、より一層の増加及び育成が必要である。

## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 放送大学

(2) 所在地 千葉県千葉市美浜区若葉2-11

#### (3) 学部等の構成

学部：教養学部

研究科：文化科学研究科（修士課程）

関連施設：附属図書館

ICT活用・遠隔教育センター

学習センター・サテライトスペース

#### (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部 77,267 人、大学院 5,587 人

専任教員数：90 人

（ICT活用・遠隔教育センター所属 26 人を含む）

助教数：1 人（ICT活用・遠隔教育センター所属）

### 2 特徴

本学は1981年に公布・施行された「放送大学学園法」に基づいて設置され、1985年4月から学生の受け入れを開始した。開学以来、

- ① 生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供すること
- ② 新しい高等教育システムとして柔軟かつ流動的な大学進学を保障すること
- ③ 既存大学との連携協力を深め、単位互換の推進、教材活用の普及等により、わが国の大学教育の改善に資すること

を基本方針として運営してきた。具体的には、テレビ、ラジオ等の放送・通信手段によって、教養形成と職業的知識の拡大・強化を目指して高等教育、生涯学習支援に取り組んできた。

本学は教養学部教養学科という1学部1学科のみからなる単科大学である。しかしながら、教員の学問領域の広がり是一般の総合大学に匹敵し、人文・自然・社会のすべての分野が網羅的に含まれている。現在、豊かな教養を培うとともに、実社会に即した専門的学習を深められるよう学科の下に「生活と福祉」「心理と教育」「社会と産業」「人間と文化」「自然と環境」の5つのコースを設けている。学生の種類は単位取得・卒業を目指す「全科履修生」、1年間在学する「選科履修生」、1学期（6ヶ月）間在学する「科目履修生」、単位互換協定に基づいて受け入れる「特別聴講学生」、学期内のある

特定の期間、特定の授業科目を履修する「集中科目履修生」があり、学生のニーズに対応した学び方が可能となるようにしている。

大学院は、高度専門職業人養成に不可欠な総合的教育・研究環境の提供を標榜して2001年度に設置され、2002年4月に大学院学生の受け入れを開始した。現在、大学院は「文化科学研究科」の下に「文化科学専攻」を持つ、1研究科・1専攻で構成している。専攻のもとに「生活健康科学」、「人間発達科学」、「臨床心理学」、「社会経営科学」、「文化情報学」、「自然環境科学」の6プログラムをおき、学部との整合性を高め、学部から大学院への進学がスムーズに行われるように配慮している。

また、現在までに全都道府県に合計50の学習センター及び学習センターに準ずる施設である7カ所のサテライトスペース、さらには放送教材の視聴等ができる施設として全国61ヶ所に再視聴施設を設置し、遠隔地学生の学習環境を充実させてきた。開学以来学部においてはのべ110万人以上の学生が学び、約6万人の卒業生を送り出してきた。大学院の修了生は2,500人に達している。

さらに、近年においては、2004年度「教育ニーズ取組支援プログラム」に大学教育改革の取組として本学から申請した「アーカイブス活用による双方向型遠隔教育」が採択された。2009年4月には、独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に伴い、その業務の移管を受けて本学にICT活用・遠隔教育センターを設置した。

以上のように、本学は日本の大学教育におけるICT活用教育の推進を図るとともに常に全国民に開かれた、身近な生涯学習機関として教育研究の推進と学生へのサービスの向上に取り組んでいる。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 本学の成立の歴史と法的根拠

本学の原点は、1967年の社会教育審議会に対する文部省（現文部科学省、以下同じ）の諮問「映像放送およびFM放送による教育専門放送のあり方について」に求めることができる。社会教育審議会は1969年、この諮問に対して答申を行った。答申は、大学、教育委員会等が運営に当たる非営利の教育専門放送局を設置すること、そのためにUHF及びFMの周波数を一定枠確保することを提言した。文部省はそれをうけ、郵政省（現総務省、以下同じ）との間に、放送による新しい大学の設立に関する協議会を設け、さらに「『放送大学』の設立について」を発表した。これが今日の本学の原形を決めた実質的な出発点である。そして1976年、文部省大学設置審議会大学基準分科会に「大学通信教育・放送大学特別委員会」が設置され、更に参議院・衆議院の国会審議等を経て、1981年「放送大学学園法」が公布・施行された。この法律は、2002年に全部を改正されて、新しい「放送大学学園法」が公布され、2003年に施行された。

### 2 本学の使命・目的

本学は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする法律により設置された学校法人が、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的として設置した大学である。

これを踏まえ、本学は、学則において、大学の目的を、「各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追求し、放送を活用して大学教育を行い、併せて広く生涯学習の要望に応えること」と定めている。

更に、この学則に記された目的を達成するために、本学は、「いつでも、どこでも、誰でも」学べる大学を標榜しつつ、従来の大学には見られない次のような具体的な目的を掲げている。

(1) 生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供すること。

(2) 新しい高等教育システムとして、今後の高等学校卒業者に対し、柔軟かつ流動的な大学進学を保障すること。

(3) 広く大学関係者の協力を結集する教育機関として、既存の大学との連携協力を深め、最新の研究成果と教育技術を活用した新時代の大学教育を行うとともに、他大学との交流を深め、単位互換の推進、教員交流の促進、放送教材活用の普及等により、わが国の大学教育の改善に資すること。

### 3 アクションプラン

これらの使命・目的を未来に向けて更に豊かに実現するために、本学は、期間を定めた目的として、学長のリーダーシップのもとアクションプランを定めている。

「放送大学アクションプラン2008」においては、(1) 開かれた生涯学習社会への貢献、(2) 知識循環型教育研究の推進、(3) 多様な教育手段の活用、(4) 学生の視点からの教育改革、(5) 国内外の諸機関との連携の5つのマスタープランが定められた。

そして、この「放送大学アクションプラン2008」を引き継ぎ、新たに、「放送大学アクションプラン2010」を策定し、以下の3つのマスタープランを定めている。これらは、現在並びに近い将来における本学の目指すものを示している。

#### (A) 学生の満足度向上を目指した改革

放送大学では、従来ともすれば、教員あるいは大学事務の利便性を重視した教育が実施されてきた。しかしながら今後は、これまで以上に利用者である学生の立場に立って発想し、良質な教育サービスを提供

していく。教員が魅力ある教材を作成し、学生へ早期に提供するとともに、わかりやすい講義を実施することはもとより、学生が利用しやすく、親しみのある事務局や学習センターを整備する。また、コール・センターの体制を一層拡充して、学生と大学を密接に結び、学習支援体制を整え、学習をスムーズに継続出来る環境、さらには、学生が放送大学に帰属意識を持てるような環境を整備していく。

このために、効果的な教育方法とメディアを最大限に活用し、高度な遠隔教育の学習教材を作成することによって、学習の便宜を一層高める。さらに、こうした放送による教育を ICT によって補完し、双方向的な教育を推進する。その際、今後の学習にとって欠くことのできない ICT に不慣れな学生が少なからず在籍しており、学生の情報リテラシーの向上にも努めていく。

以上を通じて最も重要なことは、学生の満足度を向上させるために、放送大学の全教職員が一丸となって不断の努力を積み重ねていくことである。

#### (B) 時代に即した教育改革・組織改革

急速に進展しつつある時代に即した教育改革・組織改革を適切に実施していく。例えば、情報やビジネスのような専門分野の教育を強化し、それにあわせて、必要に応じて学部・大学院の組織改革を行う。

また、従来、資格取得に関わる教育や科目編成が、教養教育の中で副次的なものとして行われてきた。しかし、今後は、資格取得教育に対応する組織体制を強化し、教育の継続性を適切に確保するとともに、資格取得要件の変更などに対しても適時に、柔軟に対応出来るようにする。

大学院については、改めて見直しを行う必要がある。修士課程については、定員の見直し、ICT を利用した双方向的な学生指導の充実などにより、教育の質を高める。また、学生からの要望の高い博士課程を創設する。

#### (C) 国際化のより一層の展開

従来、本学は、比較的国内に閉じた活動を行ってきた。しかしながら今後は、日本を代表する生涯学習機関であることを踏まえ、国際交流協定校との実質的な協力を着実に実現し、名実ともに国際的に評価される公開大学 (Open University) となることを目指す。また、遠隔教育に関する重要な国際会議に積極的に参加し、将来的には、それらの国際会議を我が国に誘致する。

さらに、海外に在住する日本人学習者や、日本文化に関心があって日本語が理解出来る海外の外国人学習者に対して、多様なメディアを用いて授業科目を配信し、徐々に国際的にも充実した教育サービスを提供していく。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 大学の目的

- 本学の目的は、本学学則において、「各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追求し、放送を活用して大学教育を行い、併せて広く生涯学習の要望に応えること」と定めており、これに則った教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針を、ウェブサイト等において、「(1) 生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供すること。(2) 新しい高等教育システムとして、今後の高等学校卒業者に対し、柔軟かつ流動的な大学進学を保障すること。(3) 広く大学関係者の協力を結集する教育機関として、既存の大学との連携協力を深め、最新の研究成果と教育技術を活用した新時代の大学教育を行うとともに、他大学との交流を深め、単位互換の推進、教員交流の促進、放送教材活用の普及等により、わが国大学教育の改善に資すること。」と明示している。このように、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針と達成しようとしている基本的な成果等を明確に定めており、学校教育法に定められている大学に求められる目的に適合するものである。(観点 1-1-①)
- 本学は「いつでも、どこでも、誰でも」学べる大学を標榜し、遠隔教育を推進すべき使命を持っているが、旧独立行政法人メディア教育開発センターの事業を継承した ICT 活用・遠隔教育センターが 2009 年 4 月に設置されたことにより、遠隔教育をより一層積極的に推進している。(観点 1-1-①)
- 本学大学院の目的は、本学大学院学則において、「高度専門職業人に不可欠な総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知的技能を修得できるようにすること等」と定めている。この目的は、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針と達成しようとしている基本的な成果等を明確に定めており、学校教育法に定められている大学院に求められる目的に適合するものである。(観点 1-1-②)
- 本学では、配布文書やテレビ・ラジオ及びウェブサイトなどの多様な手段によって、全教職員及び全学生に対して以上の大学の目的の周知を図っており、また、社会一般に対しても、テレビ・ラジオ及びウェブサイトなどの多様な手段によって、以上の大学の目的を広く公表している。しかしながら、本学の持つ機能・役割が広範かつ正しく周知されているとは必ずしも言えない面がある。(観点 1-2-①)

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

- 本学は、基本理念に基づき、教養学部教養学科という 1 学部 1 学科で構成している。また、学士課程における教育研究の目的を達成するために、学科の下に、「生活と福祉」、「心理と教育」、「社会と産業」、「人間と文化」、「自然と環境」の 5 コースを設けている。(観点 2-1-①)
- 本学では、教養教育として「基礎科目」及び「共通科目」を設けることによって実施している。「基礎科目」及び「共通科目」については、教育課程編成委員会において審議している。ここには放送授業番組分科会及び面接授業分科会を設置し、それぞれ科目の開設に係る要件について審議している。特に「基礎科目」の開設については、基礎科目・総合科目ワーキンググループにおいて審議しており、基本的に本学の専任教員が科目の企画立案を行っている。(観点 2-1-②)
- 大学院は、高度専門職業人に不可欠な総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識及び知的技能を修得できるようにすること等を目的としている。これに基づき、文化科学研究科文化科学専攻という、1 研究科 1 専攻で構成している。なお、教育研究の目的を達成するために、専攻の下に、「生活健康科学」、「人間発達科学」、「臨床心理学」、「社会経営科学」、「文化情報学」、「自然環境科学」の 6 プログラムを設けている。(観点 2-1-③)
- 学習センターは、全国 50 ヶ所にあり、面接授業や単位認定試験のほか、学習指導・相談、放送教材の再視聴、図書の間覧・貸出しなどを行っている。また、面接授業や単位認定試験、放送教材の再視聴を行うことができ



るサテライトスペースを7ヶ所に設けるとともに、放送教材の再視聴を可能とする再視聴施設を全国61ヶ所に設け、学生の学習の利便性向上に努めている。(観点2-1-⑤)

- ICT活用・遠隔教育センターは、旧独立行政法人メディア教育開発センターの事業を継承し、大学支援部門、ICT活用・遠隔教育推進部門、国際連携部門の3部門において、大学へのICT活用導入の支援活動として効果的なeラーニングに必要なツール・システム開発及び提供やeラーニングやICT活用に必要な知識・技術を学ぶセミナーの実施、ICTを活用したファカルティ・ディベロップメントのためのガイドブックや教材の開発、及びオンライン学習大学ネットワークを介して大学等間のリメディアル教材等の共有化の推進、大学の国際競争力の強化を支援するため海外の中核的ICT活用教育推進機関等との連携の推進等に取り組んでいる。本センターの研究成果を活かして、今後、全学的にICTを活用した遠隔教育を強力に推進する努力をする必要がある。(観点2-1-⑤)

- 本学の教授会は学長以下、副学長、教授、准教授、講師及び特任教授をもって充てる学習センター所長のうち学長が必要と認める者が構成員となっており、原則として月1回開催している。主な審議事項は、教育課程に関する事、学生の定員に関する事、学生の入学及び修了、卒業に関する事、学生の試験に関する事、学生の賞罰に関する事、学生の補導及び厚生に関する事、大学の予算概算に関する事、教育の評価に関する事、その他教育研究に関する重要な事項等である。

教授会のもとに、国際交流委員会、教育課程編成委員会、教務委員会、大学院委員会、学生委員会、図書情報委員会、大学通信専門委員会を置いており、それぞれ所掌事項を審議し、議決事項を教授会に報告している。なお、「教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せ」に従って、上記委員会等の議決をもって教授会の議決としている。

また学長の諮問に応じ、大学の運営に関する重要事項について審議するための機関として評議会を置いており、学長及び教員の任免並びに教員の降任に関する事項等及び学長の諮問に応じ、学則その他大学の重要な規則の制定改廃に関する事項等について審議することとなっている。評議会の下に人事委員会、教員選考委員会、自己点検・評価委員会、連携企画委員会、教員免許更新講習実施委員会、叢書委員会を置いている。(観点2-2-①)

- 本学では、教育課程や教育方法等を検討する委員会として、「教育課程編成委員会」、「教務委員会」及び「大学院委員会」を置いている。

教育課程編成委員会は、教育課程の基本(教育理念、教育目標、組織)に係る件について審議を行っている。この委員会の下には「面接授業分科会」と「放送授業番組分科会」を置いている。

教務委員会は、学部学生の修学及び身分に関する事、通信指導の実施に関する事、単位認定試験の実施に関する事、学部の学生の成績評価に関する事、卒業研究に関する事、その他学部の教育内容及び方法に関する重要事項等について審議を行っている。

大学院委員会は、大学院学生の修学及び身分に関する事、修士全学生の入学者の選考に関する事、研究指導に関する事、臨床心理実習・演習に関する事、大学院学生の成績評価に関する事、修了判定に関する事、大学院の教育内容及び方法に関する事、その他大学院の運営に関する事等について審議を行っている。(観点2-2-③)

### 基準3 教員及び教育支援者

- 本学の目的に基づき、学士課程及び大学院課程において、効果的な教育を行えるよう、また社会のニーズに対応した弾力的なカリキュラム編成が可能となるよう独自の教員組織編制をとっている。

具体的には、専任教員は、学部5コースのいずれかに属するとともに、大学院6プログラムのいずれかに属している。各コースにはコース主任を置き、各プログラムにはプログラムコーディネーターを置いて責任の所

## 放送大学

在を明確にしている。

また、ICT活用・遠隔教育センターにはセンター長を置き、センターの管理運営を担っている。

さらに、全国50ヶ所の学習センターには、学習センター所長を置き、センターの管理運営を行っている。(観点3-1-①)

- 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員を確保しており、放送授業科目についてはすべて専任教員が携わる形態となっており、面接授業については、統一的なガイドラインに基づき各学習センター所長の責任において適切に教員(客員教員を含む。)を配置している。

また、放送・印刷教材の作成、面接授業の実施等のため、多数の客員教員及び非常勤講師を配置し、専任教員と密接に連携して教育に当たることにより広い分野における質の高い教育の提供に努めている。(観点3-1-②)

- 大学院課程における研究指導は、専任教員全員が研究指導教員となり、1学年500名の学生に対し、専任教員62名がそれに当たっている。ここでも教員が客員教員と密接に連携することにより、質の高い研究指導を行っている(観点3-1-③)

- 本学の目的に応じ、教員組織の活動をより活性化するための主な措置として「公募制」と「任期制」を設けている。

「公募制」については、「教員の採用のための選考についての申合せ」第5項に「教員選考委員会は、選考に当たっては、原則として公募を行うものとする。」と明記し、これに基づいて教員の選考を行っている。

また「任期制」については、本学は5年の任期制を設けており、教員の再任の手続きに関する内規を定めており、再任を希望する場合には、業績報告書の提出を求め、それをもとに、評議会にて再任の可否について審査を行っている。その際、評議会は、対象者ごとに業績評価部会を設置し、対象者の教育実績及び研究業績並びに大学運営上の貢献度について評価を行っている。(観点3-1-⑤)

- 本学では教員人事について「放送大学の教員の人事の基準に関する規程」を定め、教員の採用、昇任の選考等について明確に規定している。さらに「放送大学の教授昇任選考の手続き等の内規」等も定め、適切に運用している。(観点3-2-①)

- 本学における教員の教育活動に関する定期的な評価として「再任審査」及び「授業評価」が挙げられる。

前者については、本学は5年の任期制を設けており、再任の際に「教員の再任の手続きに関する内規」に基づき、対象者の教育業績及び研究業績並びに大学運営上の貢献等について評価を行い、評議会において審議の上、再任の可否を決定している。

後者については、「自己点検・評価委員会」を設け、放送教材、印刷教材、通信指導問題、単位認定試験問題等について、「学生による授業評価」「学習センター所長及び客員教員による授業評価」「専任教員による授業評価」を実施し、その結果について公表を行っている。(観点3-2-②)

- 教員は、自らの研究活動に密接に関わる講義等を担当している。

大学院課程においても学士課程と同様に教育に携わっており、教育内容と研究活動とは切り離せないものとなっている。なお、学長裁量経費を設けるなど、大学として教員の研究を支援している。(観点3-3-①)

- 教育研究支援体制に関しては、本部事務局の学務部に、教務課、連携教育課、学生課を置いており、185名の事務職員が教務業務に携わっている。本部附属図書館には司書を配置し、全国の学習センターの図書室との連携を図りながら、指導的な役割を担っている。また、各学習センター等にも合計255名の事務職員を配置している。(観点3-4-①)

## 基準4 学生の受入

- 各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追求し、放送を活用して大学教育を行い、併せて

広く生涯学習の要望に応えるという本学の「使命」、及び生涯学習機関として、広く社会人に大学教育の機会を提供すること等の「基本方針」に基づき、様々な目的・ニーズを持った者が本学で学ぶことにより、それぞれの生活や人生がより一層充実した豊かなものとなるような学習の機会と場を提供するという本学の役割から、オープン・アドミッションであることを明確に定め、周知している。

修士の学位取得を目指す「修士全科生」については学力検査を実施するものの、これは、修士の学位取得を目指すに十分な基礎学力を有しているかをみるためのものである。なお、修士選科生及び修士科目生については、学部同様、資格要件を確認する以外はオープン・アドミッションである。これらのことは、学部同様に公表周知している。

以上の基本情報は、募集要項、大学案内をはじめ、各種媒体を通じた広報活動のほか、全国 57 か所の学習センター・サテライトスペースにおけるオープン・キャンパスや個別相談会等の会場においても提供している。

(観点 4-1-①)

- 修士の学位取得を目指す修士全科生志願者のみに、学業に耐え得る学力をはかるため学力検査を実施しているが、「出願票の記入例等」において、志望理由書の記入要領には「現在の職務との関連、あるいは社会生活の中で、研究題目にかかわる問題を深く考えるに至った経緯、選択したプログラムが研究題目を研究するためにふさわしいと考えた理由などについて具体的に記入してください」としており、生涯学習機関として社会人の特性を尊重することを示している。また、試験日を週末に設定することで、受験しやすいよう配慮している。

(観点 4-2-①)。

- 障害のある者への対応は、さまざまな措置等を予め定めることにより、受け入れに努めている。(観点 4-2-①)

- 本学は、目的のとおり大学全体において、社会人、編入学者等を含め、様々な生涯学習の要望に応える多様な学び方を可能としているため、当然のことながら、社会人、編入学者等に対する固有のアドミッション・ポリシーを設けていない。しかし、多様な学生が学べるように適切に対応している。(観点 4-2-②)

- 修士全科生の入学者選抜に関して、委員会、申し合わせ等を設け、適切な実施体制により公正に業務を実施している。(観点 4-2-③)

- 「学びたい人すべて」を実現させるために、書類による資格要件の確認のみで誰でも受け入れているが、学部においては、出口管理を適切に行うことにより、学力の担保に努めている。また、大学院修士全科生志願者のみに学力検査を実施しているが、大学院委員会において受入状況を確認するとともに、入学者選考の在り方について必要に応じ改善方策について検討している。(観点 4-2-④)

- 学部全体の入学定員 55,000 人（全科履修生のみ：15,000 人）、大学院の入学定員 11,500 人（修士全科生のみ：500 人）に対し、平均充足率はそれぞれ教養学部 86%（全科履修生のみ：68%）、大学院 55%（修士全科生のみ：91%）であり、大学院修士全科生についてやや充足率が低いものの、全体としては各大幅に下回る状況とはなっていない。また戦略的な広報活動を実施するなど定員充足のための取組を積極的に行っている。一方、単位互換協定締結校は増加しているものの、単位互換協定締結校からの学生である「特別聴講学生」の学生数は、近年減少傾向であるなど、協定が実際に機能していない学校が少なくない。単位互換の推進は本学の具体的な目的のひとつであるので、必要な改善を講じ、単位互換の実効性の向上を図ることが必要課題である。

(観点 4-3-①)

## 基準 5 教育内容及び方法

- 学部においては、授業科目を基礎科目、共通科目、専門科目、総合科目に区分し、それぞれの具体的な教育目標を定めて系統的に授業科目を配置し、大学教育として質の高い教育課程の編成になっている。(観点 5-1-①)

## 放送大学

- 本学大学院文化科学研究科においては、専門分野を6プログラムに分け、それぞれのプログラムの具体的な教育目標を定めるとともに、教育目標に沿った内容の授業科目を組織的に配置し、全体として「高度な専門的学識及び知識技能」が修得できるよう、また、教育の目的や授与する学位に照らして教育課程を体系的に編成し、授業科目の内容は全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。(観点5-4-①)
- 本学は、通信制大学であるが、「各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追究し、広く生涯学習の要望に応えることを目的とする」(学則第1条)とあるように、あらゆる人々を対象にした生涯学習機関に相応しく、人文科学から社会科学、自然科学に及ぶ広範囲の学問領域を包括した教育組織を編成し、広く社会のニーズに応えている。(観点5-1-②)
- 授業は、教員の最新の研究成果や各学問領域、各専門分野の研究成果等、学習動向を反映した内容となっている。また、他大学等との単位互換を積極的に推進しており、学生の多様なニーズに応え、より一層の教育課程の充実を図っている。単位互換協定締結校に対しては無償でDVD等を貸し出し、便宜を図っている。(観点5-1-②、観点5-4-②)
- 学生の自主的学習を促し学習内容の定着を支援するため、通信指導及び印刷教材等について工夫するとともに学習相談等の環境整備を行い、単位の実質化に関し十分配慮している。(観点5-1-③、5-4-③)
- 本学はテレビ・ラジオによる放送授業は講義中心であるが、各学習センター等における直接面接による講義・ゼミナール・実習・実験という多様な形態の授業を行っており、大学教育全体としてバランスのよい教育課程を編成し、教育効果を高めている。(観点5-2-①、5-5-①)
- 教育課程の編成の趣旨に沿って作成したシラバスをウェブサイトに掲載し、放送授業については検索機能も付しており、多数の授業科目の中から学生がニーズに応じた科目を選択しやすいようにしている。(観点5-2-②、観点5-5-②)。
- 本学の目的を踏まえ、学生の自主学習への配慮及び基礎学力育成については、初歩シリーズ科目の開講、面接授業で質問しやすい環境を整えるなど組織的に対応しており、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等を組織的に行っている。(観点5-2-③)
- 本学は通信制大学ではあるが、全国に57ヶ所の学習センター・サテライトスペースを設置しており、キャンパスとしての役割をもたせている。このため通信制であるにもかかわらず、これらの施設を利用することによって学生との直接対面による講義・ゼミナール・実習・実験が可能であり、大きな教育効果を上げている。また学習センターには客員教員を配置しており、学生は履修・学習・論文等について相談し、アドバイスを受けることができる。(観点5-2-⑤、観点5-5-④)
- 大学院においては、入学時にきめ細やかなオリエンテーションを実施するとともに、少人数のゼミナールや、電子メール、簡易テレビ会議システム、電話、郵送など多様な方法を用いての指導を行っており、教育課程の趣旨に沿った研究指導体制を整備し、学位論文を作成していくための研究指導を適切に行っている。(観点5-6-①)
- 大学院は、通信制でありながらも研究及び論文作成のための研究指導を少人数の対面によるゼミナールにより実施し、また研究レポートを義務づけるなどして大学院学生の学習の進捗状況を常に把握するようにしており、修士論文作成のための研究指導体制を整え、適切な研究指導を行っている。(観点5-6-②)
- 成績評価基準や卒業・修了認定基準を学則等により明確に規定し、配布物等で全学生に周知している。また、これらの基準に従って成績評価、単位認定、卒業・修了認定を適切に実施している。(観点5-3-①、観点5-7-①)
- 修士論文の審査については、「修士論文評価基準」を定めるなど、修士論文に係る評価基準を組織として策定するとともに、それらを全大学院生に配布する冊子に掲載するなど十分に周知しており、適切な審査体制を整備している。(観点5-7-②)

- 試験問題の事前チェック及び事後の分析を行うとともに学生からの質問を受け付ける制度を設けており、成績評価の正確さ、公平性を担保するための措置を十分に講じている。(観点 5-3-②、観点 5-7-③)

## 基準 6 教育の成果

- 学部及び大学院ともに、学生が身につけるべき学力、資質・能力、また専門的知識や技術等について、学生による授業評価等により、その達成状況を検証・評価するために適切な取組を行っている。(観点 6-1-①)
- 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力については、標準修業年限内での卒業率は高くないものの広く社会人等に大学教育の機会を提供することが本学の目的であることに鑑みると、在学期間(最長 10 年)内での近年の学部卒業率は 30~40%であるので成果が出ていると言ってよいであろう。また、単位取得の状況、科目別得点分布、修士論文、放送大学エキスパート等の状況からも教育の成果や効果が上がっている。しかしながら、除籍・退学率が増加傾向にあるので、これらを改善するためのきめ細やかな指導や相談体制の充実が必要である。(観点 6-1-②)
- 学生による授業評価においては理解度、満足度も高く、また「学習意欲や興味・関心が高まる授業内容だった」や「新しい知識が身につく視野が広がった」と高く評価されており、また卒業生・修了生に対するアンケート調査においても高い評価を得ていることから、教育の成果や効果は十分に上がっていると判断できる。(観点 6-1-③④⑤)
- 卒業生・修了生に対するアンケート調査の結果によれば、大学での学習活動や学習経験は非常に高く評価されていること、また、再入学率が高いことから教育の成果や効果は十分に上がっていると判断できる。特に、再入学者が多いことは、本学の教育の大きな成果の現れであり、本学の目的のひとつである生涯学習推進の要請に応えることが高い割合で達成されていることを示している。(観点 6-1-④)

## 基準 7 学生支援等

- 本学は放送を用いた通信制の大学・大学院であり、基本的には自宅学習を前提としているが、全国 57ヶ所の学習センター・サテライトスペースにおいて、面接授業と単位認定試験を実施している。そして社会のあらゆる層からの社会人を中心とする学生から成ることを前提とした学習支援の体制をとっている。このような条件の中で、学習支援としては、テレビやラジオの放送、インターネット上のウェブサイト、電子メール、電話、郵便など広範な情報通信手段を用いた履修指導・学習相談に加え、本部の学生サポートセンターにおける電話対応や、学習センターにおいても履修指導・学習相談を行っている。(観点 7-1-①~③)
- 放送教材の字幕化、印刷教材の点字化・音声読み上げ等に加え、単位認定試験においても、問題文の点字化、音声出題及び試験室や試験時間についての特別な配慮を行うなど、特別な支援を行うことが必要な学生への学習支援を、本学の目的に鑑み積極的に実施している。また、学習意欲の低下を防止するため、学習センター所長による励ましの手紙や、学生サポートセンターにおける電話フォローを実施している。(観点 7-1-④)
- 全都道府県に 57 設置している学習センター及びサテライトスペース、さらには全国 61ヶ所に再視聴施設を整備し、放送教材の視聴・貸出や自習室やパソコン室など学生が自主的に学習するための環境を整備している。また、インターネット配信科目を増加することにより、学生が都合のよい時に受講(視聴)できるようにしている。加えて、本部附属図書館においても、学習を深めるための参考図書、遠隔地への配送サービスや必要な情報を得るための各種システムを整備しており、自主的な学習をする上での十分な整備状況にある。(観点 7-2-①)
- 学習センターでのサークル等、学生の自主活動は活発であり、施設利用許可、活動紹介等により活動の活性化を促している。(観点 7-2-②)
- 本学の学生の特性に鑑み、「学生相談室」、「保健室」、「セクシャル・ハラスメントの防止規程」などの体制を

## 放送大学

整備し健康・生活・各種ハラスメント等の相談に適切に対応するとともに、生活支援等に関するニーズの把握に努めている。(観点 7-3-①)

- 経済的な支援としては、公的な給付や奨学金制度の利用の紹介も積極的に行っている。本学で履修する上での主な学費は授業料であるが、これは単位制であり、科目ごとの納付であることから、学生の経済負担は、国内の他の大学と比べて大きく抑えられている。さらに、再入学時の減免措置や高齢者への奨学金制度を整えており、これらは生涯学習の実を上げる上での重要な措置と言える。(観点 7-3-③)

### 基準 8 施設・設備

- 本部及び学習センター・サテライトスペースにおいて十分なスペースを確保しつつ、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備を整備し、学生及び教職員によって有効に利用されている。また、放送関係の施設・設備も適切に整備している。さらに施設・設備のバリアフリー化への配慮として改修時に限らず、日常的に大学本部及び学習センターの環境改善に努めており、十分に整備している。(観点 8-1-①)
- 学生の学修支援のため学習センターに設置してある端末及び自宅からインターネットを通じて利用できる教務情報システム(システム WAKABA)及びキャンパス・ネットワーク・システムを提供している。情報セキュリティ管理については、放送大学学園情報セキュリティポリシーに基づき管理体制を構築し、実施している。(観点 8-1-②)
- 教務情報システム(システム WAKABA)及びキャンパス・ネットワーク・システムにおいては、大学本部から学習に役立つ情報、授業等に対する質問や授業評価等の情報を配信している。また、大学院生の研究指導及び論文指導に利用できる大学院研究指導システムを整備し、活用されている。(観点 8-1-②)
- 施設・設備の利用について、キャンパスネットワークでの公開や配布物に掲載し、周知している。(観点 8-1-③)
- 図書館の所蔵資料は、図書約 75 万冊、雑誌約 2,000 タイトル、視聴覚資料約 6 万点である。蔵書目録データはすべてインターネット上で検索可能である。また、本部図書館では閉講科目を含め全科目の教材(印刷教材及び放送教材)を所蔵し利用に供している。

図書館資料は図書情報委員会で定められた選定方針の下に、各コースの教員が学生用基本図書、学術雑誌、授業科目の参考文献等、学生の学習に必要な資料の選定を行っている。

また、図書館の開館時間は学生の利用を考慮し、土日開館や試験期間の開館時間延長を行っており、多くの学生等に利用されている。

さらに、本部図書館と学習センター図書室が連携し、資料の相互配送や本部図書館の自宅配送サービスなど遠隔教育の環境整備を行い、学生の学習支援を行っている。(観点 8-2-①)

### 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 教育状況や活動実態を示すデータ保存や資料収集について、教務情報システム WAKABA 上のデータベースなどの適切な保存システムを採用し、収集・蓄積している。また、年次報告書として「アニュアルレビュー」を発行し、継続的な教育状況活動データ・資料を収集・蓄積する体制を整えている。(観点 9-1-①)
- 放送授業については、学生による授業評価、学習センター所長及び客員教員による授業評価、専任教員による授業評価を実施し、その結果を踏まえた授業評価報告書の作成、授業評価アンケート解析などを実施し、この結果に基づいて、カリキュラム編成や授業改善に活かす取組を行っている。面接授業についても、全科目について学生による評価を行っている。また、アンケート調査、レポートによる意見聴取以外でも、各学習センターにおいて質問箱や電話を通じた意見聴取を行っており、学生と教員の意見聴取を実施し、教育の質の向上、改善に向けて継続的に活かしている。(観点 9-1-②)

- 学外関係者からの意見聴取は、卒業生、有識者、外部評議員、さらに単位互換校、公開講演会の参加者、一般視聴者などの対象者からアンケートや直接の意見聴取により行っている。(観点 9-1-③)
- 個々の教員は、学生による授業評価、学習センター所長及び客員教員による授業評価、専任教員による授業評価結果がフィードバックされることにより、カリキュラム編成や教育内容の改善を図っている。(観点 9-1-④)
- ファカルティ・ディベロップメントとしてFD講演会の開催、「教材作成マニュアル」や「放送教材ハンドブック」の作成、スタジオ体験を含む主任講師会議を実施している。主任講師会議では実質的かつ実践的な教材作成のための制作部会を開いており、この実践活動の中で教授技術の向上を図っている。(観点 9-2-①)
- 2010年度より、教育支援者制度を始めたところであり、今後、教育支援者に対するガイダンスを適切に実施する予定である。(観点 9-2-②)

## 基準 10 財務

- 本学の資産は、学校法人化以前の土地・建物等及び独立行政法人メディア教育開発センターの承継に伴い土地・建物等の抛受を受け、2009年度期末においても資産の増加を図っており、財源についても、これまでどおり継続的に措置されていることから、安定した教育活動が遂行可能である。また、債務については、短期及び長期の借入金はなく、返済を要しない債務及び現金の裏付けがある債務が大部分であることから、債務は過大ではない。(観点 10-1-①)
- 経常収入については、国からの運営費補助金の減少はあるものの、学生数の確保等に努めた結果、入学者数は増加に転じており、安定的な収入を確保している。(観点 10-1-②)
- 収支に係る計画等については、経営会議及び常勤理事会における検討・審議を経て、評議員会及び理事会による諮問・審議を得て適切な計画等を策定しており、本学ウェブサイト等に掲載するなど関係者に明示している。(観点 10-2-①)
- 収支状況については、毎会計年度において次期繰越利益を計上しており、また短期及び長期の借入れを行っていないことなどから、支出超過とはなっていない。(観点 10-2-②)
- 教育研究活動については、個人研究費を配分するとともに、公募型競争的資金として学長裁量経費を確保し、重要性・緊急性が高い事業に配分するなど、適正に資源配分を実施している。(観点 10-2-③)
- 財務諸表等については、法令に基づき主務大臣（文部科学大臣、総務大臣）へ提出するとともに、財産目録、財務諸表、業務報告書、収入支出決算書、債務に関する報告書及び監査報告書（監事意見書、独立監査人の監査報告書）を本学ウェブサイトにおいて公表している。(観点 10-3-①)
- 財務に対する監査は、本学の監査要綱等に基づき監事監査を実施し、また監査に関する基準に基づき監査法人による監査が実施されており、いずれも適正である旨の報告書等が提出されている。(観点 10-3-②)

## 基準 11 管理運営

- 本学は学長、副学長、学習センター所長等、及び法人の理事会、評議員会、常勤理事会がそれぞれ本学の目的の達成に向けて適切に役割を果たし、必要に応じて速やかに重要事項の審議及び基本方針の決定ができる体制を整えているが、そもそも、本学は理事長をはじめとする法人（経営側）と学長をはじめとする大学（教学側）とからなる二重構造を有している。本学は国から収入全体の60%を占める補助金が交付されており、この点では国立大学法人と類似しているにもかかわらず、私立大学と同じ学校法人の運営体制をとっている。このような設置形態の下で、大学教育に全責任を負う学長に必ずしも権限が集中しているとはいえない。かかる状況下で、経営事項に関する学長の執行権限が必ずしも明確でなく、教学出身の理事が少ないことや、大学と法人の事務局の体制が明確に分離していないことなどもあり、学内の意思決定が教学側と経営側に二分され、相

## 放送大学

互に食い違う可能性も生じうる。したがって、時には意思決定が円滑に進捗せず、その調整に余分な時間と労力を必要とすることもある。(観点 11-1-①)

- 「評議会」「教授会」は学長のリーダーシップの下、大学の目的を達成するため、効果的な意思決定を行っている。また3副学長の役割分担を明確にし、課題への迅速な対応に努めている。(観点 11-1-②)
- 学外の有識者を委員とする評価委員会において外部の意見を聴取する体制を整えているほか、学生の授業評価、学生サポートセンターの設置など、大学内外関係者のニーズを把握するように努め、管理運営に役立っている。(観点 11-1-③)
- 監事2名(常勤、非常勤各1名)は、年度ごとの監査計画に基づき、業務監査及び会計監査を行い、大学の管理運営に関する業務及び会計処理について、報告書を作成し、提言を行うことで適切な役割を果たしている。(観点 11-1-④)
- 職員に対して各種研修を実施し、職員の資質向上に努めているが、そもそも、長期的な視野での業務の遂行や、業務や専門知識の適切な引き継ぎによる業務の継続性を保持のためにも人事交流者以外の任期の定めのない常勤事務職員(プロパー職員)のより一層の増加及び育成が必要である。(観点 11-1-⑤)
- 管理運営に関する方針を明確に定めるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び構成員の責務と権限について諸規程に明示している。(観点 11-2-①)
- 大学の活動状況に関するデータや情報を適切に収集・蓄積し、ウェブサイトにて公開しており、教職員が活用できるようにしている。(観点 11-2-②)
- 大学の総合的な状況について根拠となる資料やデータ等に基づき、自己点検・評価を実施した。加えて、「業務運営計画」に基づく「年度計画」の策定と「年度計画」が計画どおり実施しているかどうか自己評価をした後に、外部の有識者を委員とする「評価委員会」による「業務実績評価」を行っている。また、改善点は年度計画等に取り入れ、確実な実施に努めている。(観点 11-3-①②③)
- 「アニュアルレビュー」、「放送大学研究年報」の発行、論文の本学ウェブサイトへの掲載、大学の窓、放送大学叢書の刊行により、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を定期的にわかりやすく社会に発信している。(観点 11-3-④)



#### iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_housou\\_d201103.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/daigaku/no6_1_1_jiko_housou_d201103.pdf)

## v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-①-1	「学生生活の栞（学部）2010年度」
	1-2-①-2	「学生生活の栞（大学院）2010年度」
	1-2-①-3	大学の窓（映像）
	1-2-①-4	放送大学を卒業・修了した同窓会会員へのアンケート調査（2008年度）の報告 p6
基準2	2-1-①-1	放送大学学則 第2条の2
	2-1-①-2	放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則 第9条
	2-1-②-1	2010年度「基礎科目」・「共通科目」
	2-1-②-2	放送大学教育課程編成委員会規程
	2-1-②-3	放送大学教育課程編成指針
	2-1-③-1	放送大学大学院学則 第5条
	2-1-⑤-1	放送大学ICT活用・遠隔教育センター規程
	2-1-⑤-2	ICT活用・遠隔教育センターの概要
	2-2-①-1	委員会組織図
	2-2-①-2	放送大学教授会規程
	2-2-①-3	各種委員会規程（国際交流、教育課程編成、教務、大学院、学生、図書情報、大学通信専門）
	2-2-①-4	教授会議事一覧（2009年度）
	2-2-①-5	教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せ
	2-2-①-6	放送大学評議会規程
	2-2-②-1	教育課程編成委員会議事一覧（2009年度）
	2-2-②-2	教務委員会議事一覧（2009年度）
2-2-②-3	大学院委員会議事一覧（2009年度）	
基準3	3-1-①-1	2009（平成21）年度 領域表一覧（領域ごとの教授、准教授の配置図）
	2-1-①-1	放送大学学則 第2条～第4条・第7条
	3-1-②-1	放送大学教員組織〈教養学部〉（放送大学学園要覧抜粋）
	3-1-②-2	教養学部開設授業科目一覧（放送大学学園要覧抜粋）
	3-1-②-3	2010年度開設科目一覧
	3-1-②-4	面接授業開設要項
	3-1-②-5	客員教員一覧（2010年度）
	3-1-②-6	非常勤講師一覧（2010年度）
	3-1-③-1	放送大学教員組織〈大学院〉（放送大学学園要覧抜粋）
	3-1-③-2	大学院開設授業科目一覧（放送大学学園要覧抜粋）
	3-1-⑤-1	教員の採用のための選考についての申合せ
	3-1-⑤-2	「放送大学の教員公募」への応募書（様式）
	3-1-⑤-3	放送大学の教員の再任の手続等に関する内規
	3-1-⑤-4	教育研究業績書（再任申請の様式）
	3-2-①-1	放送大学の教員の人事の基準に関する規程

	3-2-①-2	放送大学の教授昇任選考の手續等に関する内規
	3-2-①-3	放送大学特任教授の人事の基準に関する規程
	3-2-②-1	自己点検・評価委員会規程
	3-2-②-2	放送大学における授業評価について
	3-2-②-3	学生による授業評価に関する実施要領
	3-2-②-4	学習センター所長及び客員教員による授業評価に関する実施要領
	3-3-①-3	教育研究等活動状況実績報告書
	3-3-①-4	授業担当科目及び主な研究テーマ
	3-4-①-1	(放送大学学園) 組織図 (放送大学学園要覧抜粋)
	3-4-①-2	大学院教育支援者制度について
基準4	4-1-①-1	学生募集要項[教養学部] (2010年度第1学期)
	4-1-①-2	教養学部大学案内 (2010年度第1学期)
	4-1-①-5	学生募集要項[修士全科生] (2010年度第1学期)
	4-1-①-6	学生募集要項[修士選科生・修士科目生] (2010年度第1学期)
	4-1-①-7	大学院案内[文化科学研究科文化科学専攻] (2010年度第1学期)
	4-2-①-1	2010年度放送大学大学院特別措置希望調査
	4-2-①-2	身体等に障害を有する方に対する措置 (修士全科生・入学試験要項抜粋)
	4-2-①-3	2011年度大学院入学者選考における身体等に障害を有する受験生の取扱いについて
	2-2-①-5	教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せ
	4-2-③-1	大学院入学者選考に関する合否判定及び採点・評価基準
	4-2-③-2	放送大学大学院委員会規程
	4-2-④-1	大学院委員会 (第53回 (2009年1/13開催): 議題2入学者選考に係る改善策の検討について
	4-3-①-1	平均収容定員充足率計算表 (学部・大学院)
	4-3-①-2	単位互換協定締結校及び特別聴講学生数の推移
基準5	2-1-①-1	放送大学学則 第1条・第2条の2
	5-1-①-1	放送大学授業科目案内 (2010年度第1学期)
	5-1-①-2	科目案内図 (2010年度第1学期)
	5-1-①-3	放送大学面接授業科目一覧 (2010年度第1学期)
	5-1-②-1	放送大学教育課程編成指針
	5-1-②-2	在学者状況 (年齢・学歴・職業別)
	5-1-②-3	教材作成マニュアル
	5-1-②-4	地域に密接した面接授業一覧
	5-1-②-5	単位互換の実施に関する規程
	5-1-②-6	単位互換協定に基づく他大学等の授業科目履修要項
	5-1-②-7	単位互換協定について (放送大学学園要覧抜粋)
	5-1-②-8	特別聴講学生数の推移
	5-1-②-9	単位互換実施校等からの意見・要望事項
	5-1-②-10	特別聴講学生の採 (2010年度第1学期)
	5-1-②-11	寄附金による寄附科目の開設及び受講状況

	5-1-③-1	面接授業の時間帯について
	5-1-③-2	学習課題の例 『住まい論（'10）』 演習課題の例 『地域福祉の展開（'10）』 研究課題の例 『都市デザイン論（'10）』
	5-1-③-3	通信指導の例 『住まい論（'10）』、『地域福祉の展開（'10）』、『都市デザイン論（'10）』
	1-2-①-1	「学生生活の栞（学部）2010年度」
	5-1-③-4	図書館利用案内
	5-1-③-5	学習センター開所時間及び図書室開室時間状況（2010年度第1学期）
	5-2-①-1	実験を行っている学科科目（映像）（『初歩からの化学（'08）』）
	5-2-①-2	卒業研究履修の手引
	5-2-③-1	「2011年度以降に向けた基礎・総合科目の方針について」放送大学第423回教授会資料（2008年12月10日）
	5-2-③-2	放送大学の基礎科目（2010年版）
	5-2-③-3	放送大学学習センター規程 第3条第1項第6号
	5-2-⑤-1	インターネット配信の状況
	5-2-⑤-2	放送・インターネットサービス利用環境
	5-3-②-1	単位認定試験問題の難易度に関するガイドラインについて
	5-3-②-2	学部教務委員会資料（単位認定試験科目別得点分布表（2009年度第1学期）（コース別））
	2-1-③-1	放送大学大学院学則 第2条・第5条
	5-4-①-1	放送大学大学院授業科目案内（2010年度第1学期）
	5-4-①-2	放送大学大学院「大学院科目系統図」
	5-4-②-1	大学院在学者状況（年齢・学歴・職業別）
	3-3-①-3	教育研究等活動状況実績報告書
	3-3-①-4	授業担当科目及び主な研究テーマ
	3-2-②-3	学生による授業評価に関する実施要領
	5-4-③-1	放送大学大学院『「研究指導」履修の手引き』
	5-4-③-2	修士論文等の審査等の取扱について
	1-2-①-2	「学生生活の栞（大学院）2010年度」
	5-5-①-1	実験等を行っている大学院科目（映像）（『複雑システム科学（'07）』）
	5-5-④-1	ラーニング・マネジメント・システム（LMS）について
	5-5-④-2	放送大学大学院文化科学研究科「授業科目概要」（2010年度）（臨床心理学プログラム）
	5-7-②-1	修士論文評価基準
	5-7-②-2	2009年度修士論文審査員名簿
	4-2-③-2	放送大学大学院委員会規程 第2条
	5-7-②-3	Open Forum（放送大学大学院教育研究成果報告）[学生論文集]
	5-7-③-1	大学院 単位認定試験 科目別得点分布表（プログラム別）（2009年度第1学期）
基準6	2-1-①-1	放送大学学則 第1条
	2-1-③-1	放送大学大学院学則 第2条
	3-2-②-3	学生による授業評価に関する実施要領

	6-1-①-1	授業評価 2009—平成 21 年度学生による授業評価報告書— (2008 年度新規開設科目、2009 年度新規開設科目)
	1-2-①-4	放送大学を卒業・修了した同窓会会員へのアンケート調査 (2008 年度) の報告 p6
	6-1-②-1	全科履修生の卒業状況 (2002～2009 年度)、入学年度別卒業率の推移 (2010 年 3 月現在)
	6-1-②-2	修士全科生の修了状況 (2002～2008 年度)
	6-1-②-3	科目未登録、除籍・退学の状況 (全科履修生) (修士全科生)
	6-1-②-4	単位修得率 (全科履修生) (修士全科生)
	6-1-②-5	学部 単位認定試験 科目別得点分布表 (平均点順)
	6-1-②-6	大学院 単位認定試験 科目別得点分布表 (平均点順)
	5-7-②-3	Open Forum (放送大学大学院教育研究成果報告) [学生論文集]
	6-1-②-7	科目群履修認証制度実施規程
	6-1-②-8	「放送大学エキスパート」(2009 年度版)
	6-1-②-9	科目群履修認証制度 (放送大学エキスパート) について (平成 21 (2009) 年度)
	6-1-②-10	河北新報「座標」(2008 年 12 月 23 日)
	6-1-③-1	放送大学 教養学部大学案内 (平成 21 年度第 2 学期)「先輩の声」
	6-1-③-2	放送大学 大学院案内 (平成 21 年度第 2 学期)「先輩の声」
	6-1-③-3	「学生からのメッセージ」(栃木学習センター)
	6-1-④-1	在学者の状況 (年齢・職業別) (学部・大学院)
	6-1-④-2	日本経済新聞 2009 年 10 月 25 日 (日)
	6-1-④-3	再入学者数の推移 (年間・学部)
	6-1-④-4	放送大学名誉学生の称号の付与について
	6-1-④-5	放送大学名誉学生数
基準 7	1-2-①-1	「学生生活の栞 (学部) 2010 年度」
	1-2-①-2	「学生生活の栞 (大学院) 2010 年度」
	7-1-①-1	あなたの知りたい放送大学～コースガイド～ (学部)・大学院プログラムガイド (映像)
	7-1-①-3	入学者の集い実施状況 (2010 年度第 1 学期)
	7-1-①-4	オープンキャンパス・個別相談会
	5-4-③-1	放送大学大学院『「研究指導」履修の手引き』
	7-1-③-1	キャンパス・ネットワーク・ホームページの「質問コーナー」
	7-1-③-2	質問票及び質問メールの回答状況 (2009 年度)
	7-1-③-3	学生サポートセンターについて
	7-1-③-4	「大学の窓通信」(2009 年度分)
	6-1-①-1	授業評価 2009—平成 21 年度学生による授業評価報告書— (2008 年度新規開設科目、2009 年度新規開設科目)
	7-1-④-1	障害を有する者の在学状況
	7-1-④-2	身体等に障害を有する方に関する出願事務手続きについて
	7-1-④-3	2010 (平成 22) 年度第 1 学期制作の字幕番組について
	7-1-④-4	視覚障害学生に対する印刷教材テキストデータの提供について
	7-1-④-5	音声・点字による出題科目数及び受験予定者数

放送大学

	7-1-④-6	2009年度第2学期単位認定試験実施要項 (p9)
	7-1-④-7	「学習センター所長から未登録学生への手紙」
	5-2-⑤-1	インターネット配信の状況
	5-1-③-4	図書館利用案内
	7-2-①-2	放送教材の宅配貸出実施状況
	7-2-②-1	学生の団体の取扱いについての申合せ
	7-2-②-2	On Air (サークルだより)
	7-2-②-3	学習センター学生特別経費について
	7-3-①-1	放送大学保健室規程
	7-3-①-2	健康のしおり
	7-3-①-3	放送大学学園におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程
	7-3-③-1	学費・入学料の割引き (学生募集要項抜粋)
	7-3-③-2	放送大学学習奨励金給付要項
	7-3-③-3	奨学生の採用状況 (日本学生支援機構、財団法人北野生涯教育振興会)
	7-3-③-4	放送大学セミナーハウス使用規程、セミナーハウスの使用料について
基準8	8-1-①-1	施設紹介 (放送大学学園要覧抜粋)
	8-1-②-1	システムWAKABAについて
	8-1-②-2	キャンパス・ネットワーク・システムについて
	5-5-④-1	ラーニング・マネジメント・システム (LMS) について
	8-1-②-3	放送大学学園情報セキュリティポリシー
	8-1-②-4	各学習センター・サテライトスペースにおける学生用端末・無線LANアクセスポイント導入台数一覧
	8-1-③-1	主要施設の利用規程等 (「附属図書館利用細則」、「学習センター図書室及び視聴学習室利用細則」、「セミナーハウス使用規程」)
	1-2-①-1	「学生生活の栞 (学部) 2010年度」
	8-1-③-2	学習センター利用の手引き (千葉学習センター)
	8-2-①-1	放送大学図書情報委員会規程
	8-2-①-2	図書資料の選定方針
	5-1-③-4	図書館利用案内
	8-2-①-3	放送大学附属図書館概要
基準9	9-1-①-1	放送大学学園文書管理規程
	9-1-①-2	教務情報システム (システム WAKABA)
	9-1-①-3	「アニュアルレビュー2008、2009」
	3-2-②-3	学生による授業評価に関する実施要領
	6-1-①-1	授業評価 2009-平成 21 年度学生による授業評価報告書- (2008 年度新規開設科目、2009 年度新規開設科目)
	3-2-②-4	学習センター所長及び客員教員による授業評価に関する実施要領
	1-2-①-4	放送大学を卒業・修了した同窓会会員へのアンケート調査 (2008 年度) の報告 p6
	9-1-③-1	放送大学学園評価委員会規程

	9-1-③-2	放送大学学園評価委員会名簿
	9-1-③-3	評価委員会での意見の聴取
	9-1-③-4	「放送大学における放送メディアの在り方に関する有識者会議について」
	9-1-③-5	理事会、評議員会での意見の聴取（理事会、評議員会の開催時における評議員からの意見）
	5-1-②-9	単位互換実施校等からの意見・要望事項
	9-1-③-6	「平成19年度放送番組モニター調査結果サマリー」
	9-2-①-1	FD講演会実施状況
	9-2-①-2	放送教材ハンドブック
	5-1-②-3	教材作成マニュアル
	9-2-①-3	放送大学主任講師（2011年度開設科目）会議 議事次第
	3-4-①-2	大学院教育支援者制度について
基準10	10-1-①-1	2003(H15)～2009(H21) 会計年度 貸借対照表
	10-2-①-2	放送大学学園寄附行為第29条
	10-2-①-3	放送大学学園理事会運営規則第3条
	10-2-③-1	2009年度学長裁量経費について
	10-2-③-2	2009年度学長裁量経費採択一覧
	10-3-①-1	放送大学学園法第10条
	10-3-②-1	放送大学学園監事監査要綱
	10-3-②-2	放送大学学園監事監査実施基準
	10-3-②-3	2010(H22)年度監査計画
	10-3-②-4	2009(H21)会計年度放送大学学園監査報告書
	10-3-②-5	2009(H21)会計年度決算書に対する意見書
	10-3-②-6	放送大学学園監査に関する基準
	10-3-②-7	独立監査人の監査報告書
基準11	2-1-①-2	放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則 第9条
	3-4-①-1	（放送大学学園）組織図（放送大学学園要覧抜粋）
	10-3-①-1	放送大学学園法 第9条
	11-1-①-1	関係法令等抜粋
	11-1-①-2	放送大学学園評議員会運営規則
	10-2-①-2	放送大学学園寄附行為第29条
	10-2-①-3	放送大学学園理事会運営規則第3条
	11-1-①-3	放送大学学園事務組織規程
	11-1-①-4	当面の新型インフルエンザ（H1N1）への対応方針について
	2-2-①-2	放送大学教授会規程
	2-2-①-6	放送大学評議会規程
	2-2-①-1	委員会組織図
	2-2-①-5	教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せ
	11-1-③-1	放送大学学園第2期業務運営計画
	11-1-③-2	放送大学学園第2期業務運営計画 平成22年度計画

放送大学

9-1-③-2	放送大学学園評価委員会名簿
9-1-③-3	評価委員会での意見の聴取
11-1-③-3	学習センター所長会議の意見、課題
7-1-③-3	学生サポートセンターについて
11-1-③-4	学生サポートセンター電話対応項目・週別件数一覧 (2009年度上期・下期)
10-3-②-1	放送大学学園監事監査要綱
10-3-②-3	2010(H22)年度監査計画
10-3-②-4	2009(H21)会計年度放送大学学園監査報告書
11-1-⑤-1	2009年度職員研修等一覧
11-2-①-1	放送大学学園規程集(目次)
11-2-①-3	放送大学学長の人事の基準に関する規程
11-2-①-4	放送大学副学長の人事の基準に関する規程
9-1-③-1	放送大学学園評価委員会規程
11-3-②-1	放送大学学園業務運営計画・評価委員会規程
9-1-①-3	「アニュアルレビュー2008、2009」
3-3-①-3	教育研究等活動状況実績報告書
11-3-④-1	放送大学叢書について